

**ディープテック・スタートアップ支援事業
及び
GX分野のディープテック・スタートアップに対する
実用化研究開発・量産化実証支援事業
について**

**NEDO
イノベーション推進部**

2024年6月版

ディープテック・スタートアップ支援事業

及び

**GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究
開発・量産化実証支援事業**

の全体概要

DTSU事業及びGX事業の背景とねらい

- スタートアップの中でもいわゆる「ディープテック・スタートアップ」は、技術が確立するまでに長期の研究開発と大規模な資金を要し、その事業化リスクは高い。しかし、国際社会が多様かつ困難な社会的課題に直面する中、ディープテック・スタートアップの有する革新的な技術はこうした課題の解決に繋がり得るものであるとともに、革新的な技術に裏打ちされた新たな企業・産業の創出により我が国の経済の成長を実現するポテンシャルを秘めている。
- 日本は、GX分野における社会実装段階で国際競争に劣後している状況であり、幅広い技術シーズの早期実装に向けては、市場動向を踏まえた機動的な研究開発体制・リスクマネーへのアクセス等の観点からスタートアップを活用することが重要である。一方で、GX分野においては、技術シーズを元にスタートアップが生み出され、当該スタートアップが研究開発し、社会実装を実現するまでに需要面、資金調達面での大きな壁が存在する。

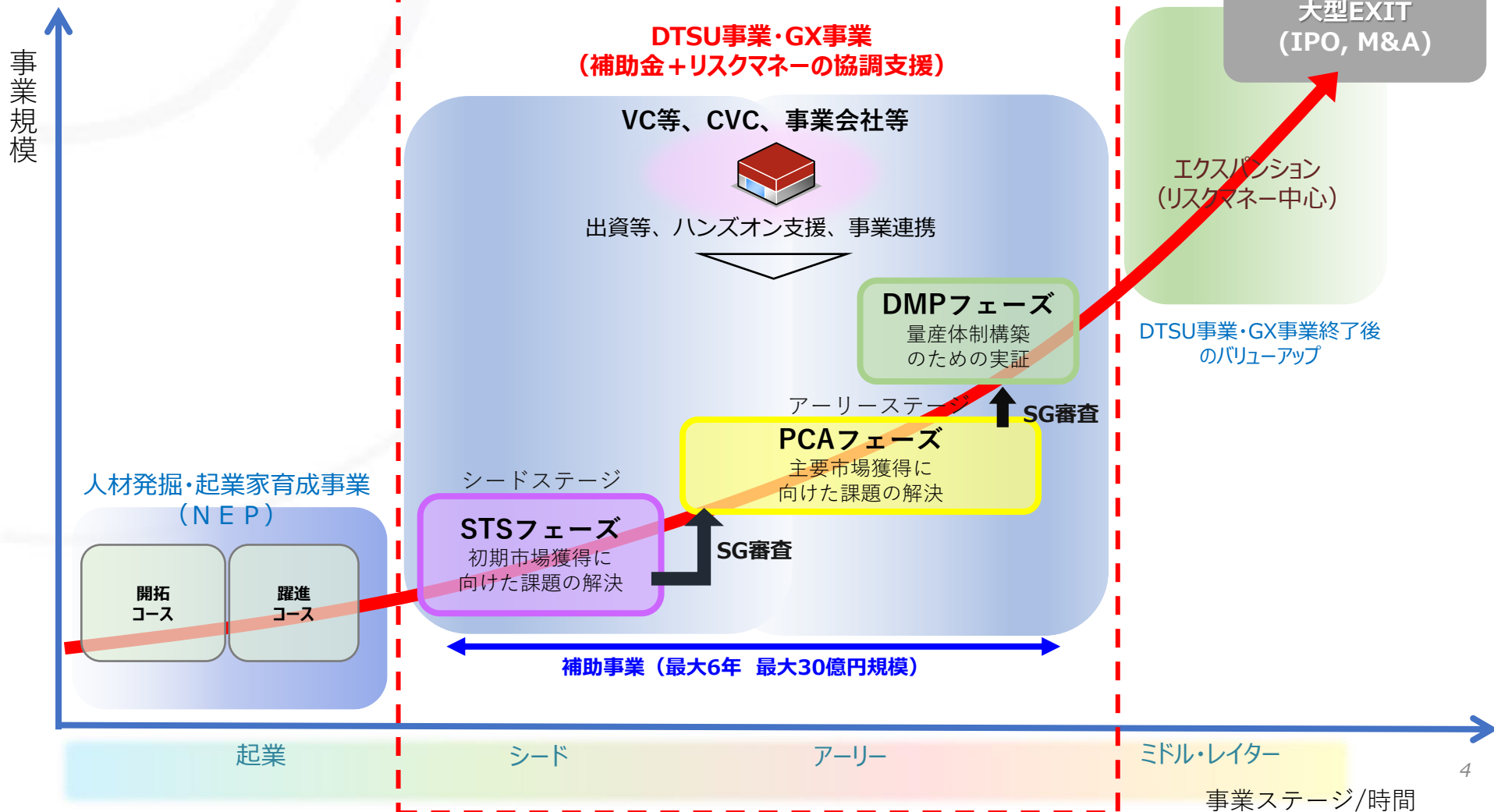


- 長期的視野をもって、事業化に向けた幅広い研究開発活動の支援をすることによって、ディープテック・スタートアップに対する民間からの投資の拡大を促しつつ、ディープテック・スタートアップの事業成長及びそれらが有する革新的な技術の確立・事業化・社会実装を加速させる。
- GX事業については、上記の課題を解消し、「技術で勝ってビジネスで負ける」ことの無いよう、スタートアップによるGX関連技術の早期実装を強力に後押しする。

DTSU事業及びGX事業の特徴

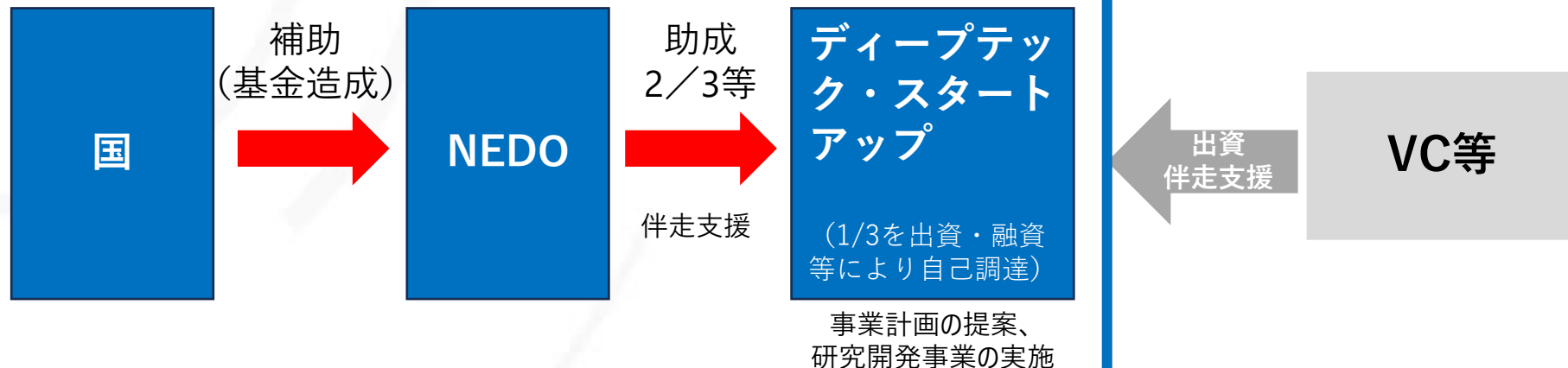
- VC等からの資金調達に合わせた提案
- SG審査によるシームレスな支援も可能
- 海外技術実証の支援も可能

等

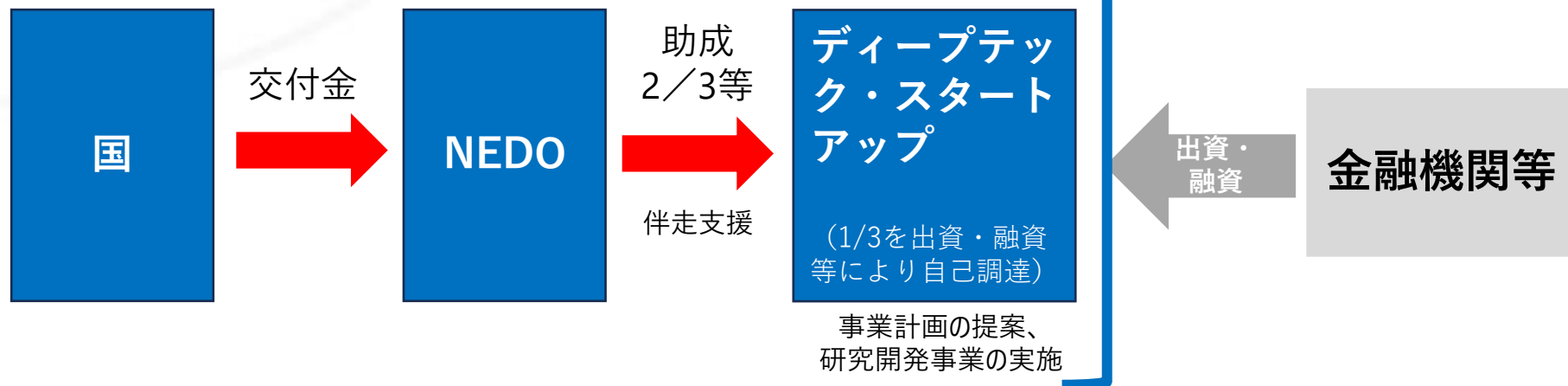


DTSU事業及びGX事業の事業スキーム

< DTSU事業 >



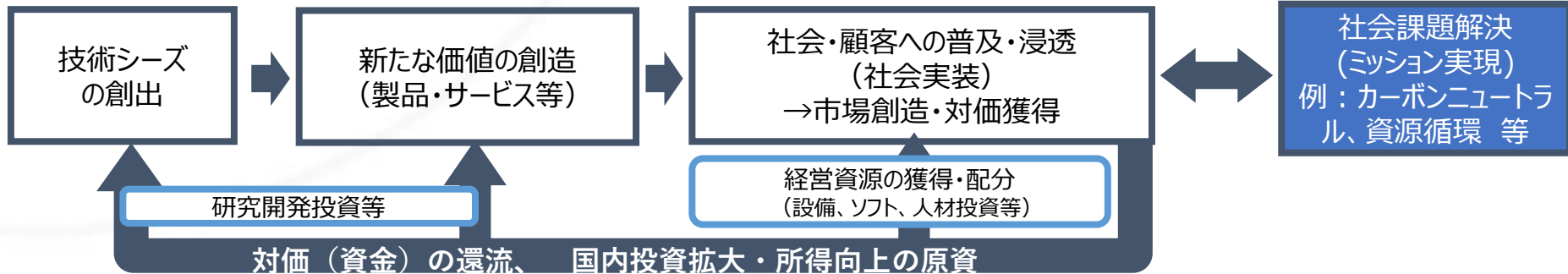
< GX事業 >



“ディープテック”とは

- “ディープテック”とは、特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国や世界全体で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術。
- 他方、①研究開発の成果の獲得やその事業化・社会実装までに長期間を要することにより不確実性が高い、②多額の資金を要する、③事業化・社会実装に際しては既存のビジネスモデルを適応できない、といった特徴を有する。
- これらの特徴により、ディープテック領域は自然体ではイノベーションの循環が起きにくい、その循環が実現できれば社会的課題の解決に資することから、国として支援する必要性が高い。

ディープテック領域におけるイノベーション循環の理想像と課題



- 研究開発に長期間を要する
- 事業化・社会実装までに長期間を要する
- 一連のプロセスに多額の資金を要する

- 既存のビジネスモデルが適応できない
- 需要サイドの変容が必要 (規制の変更、社会認識の変化、行動・意識の変容 等)

- 社会的課題の解決に至らない
- 対価 (資金) がディープテックの創出フェーズに還流しない

DTSU事業、GX事業の支援概要（全体像）

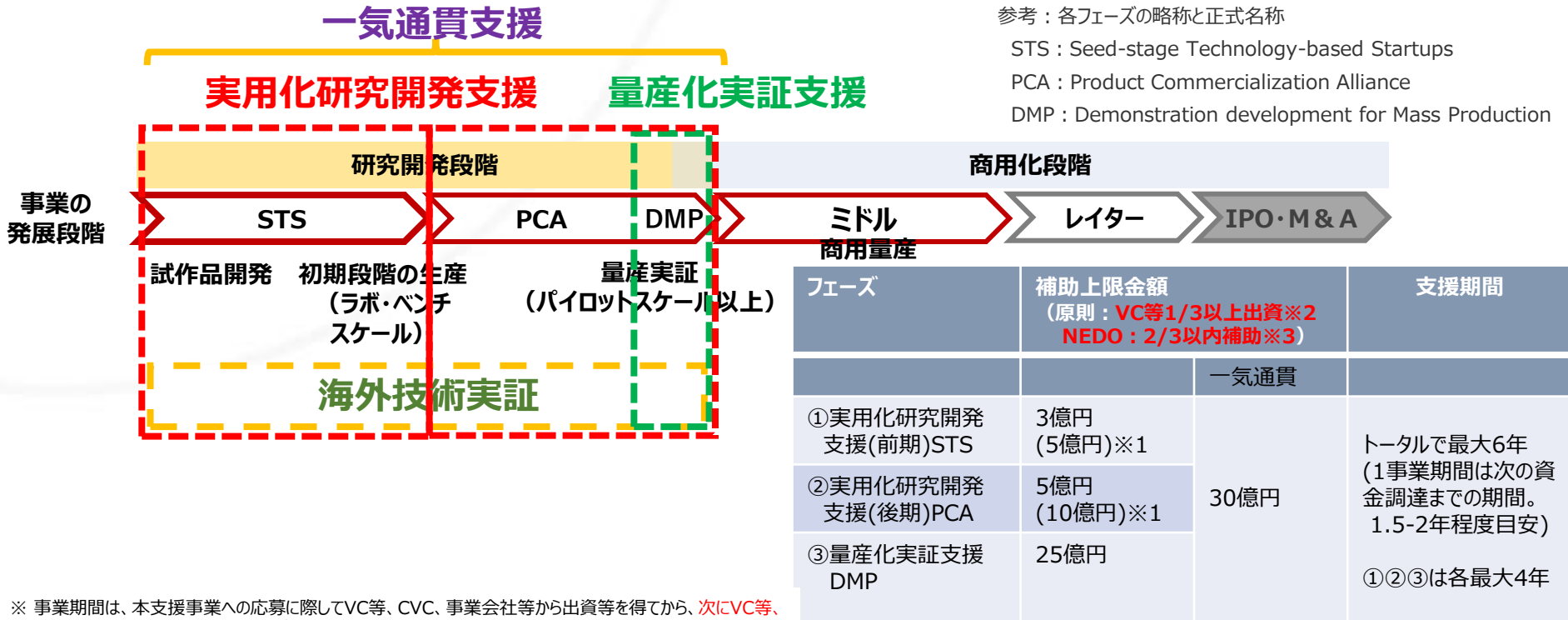
- ・「**実用化研究開発支援(STS/PCA)**」事業： 試作品の開発や他社等との共同研究開発を実施するとともに、研究開発の成果を活用したF/S調査の実施、生産技術開発等を支援。
- ・「**量産化実証支援(DMP)**」事業： 量産化実証に向けた生産設備・検査設備等の設計・製作・購入・導入・運用費用やこれらの設備等を設置する建屋の設計・工事費用を支援。
- ・「**海外技術実証**」： 海外の市場・規制等に適合するための研究開発や調査費用、現地での技術サービス拠点の設置費用、現地での製品・サービス実証に要する費用等の一連の海外展開事業を支援
- ・SG（ステージゲート）審査を経ることで、上記を連続して支援（**一気通貫支援**）することも可能。
- ・事業性担保のためVC等との連携を重視(STSはVC等/CVC出資が必須、PCA/DMPは過去にVC等/CVC出資があれば対象。**GX事業では任意だが、評価の対象。**)。

参考：各フェーズの略称と正式名称

STS：Seed-stage Technology-based Startups

PCA：Product Commercialization Alliance

DMP：Demonstration development for Mass Production



※ 事業期間は、本支援事業への応募に際してVC等、CVC、事業会社等から出資等を得てから、次にVC等、CVC、事業会社から出資等を得る（新たな資金調達）予定の時期の期間を基準として設定。1.5-2年程度を目安とする。ただし、STS/PCA/DMPの各フェーズ毎に最大4年。
(SG（ステージゲート）審査を経ることが必要)

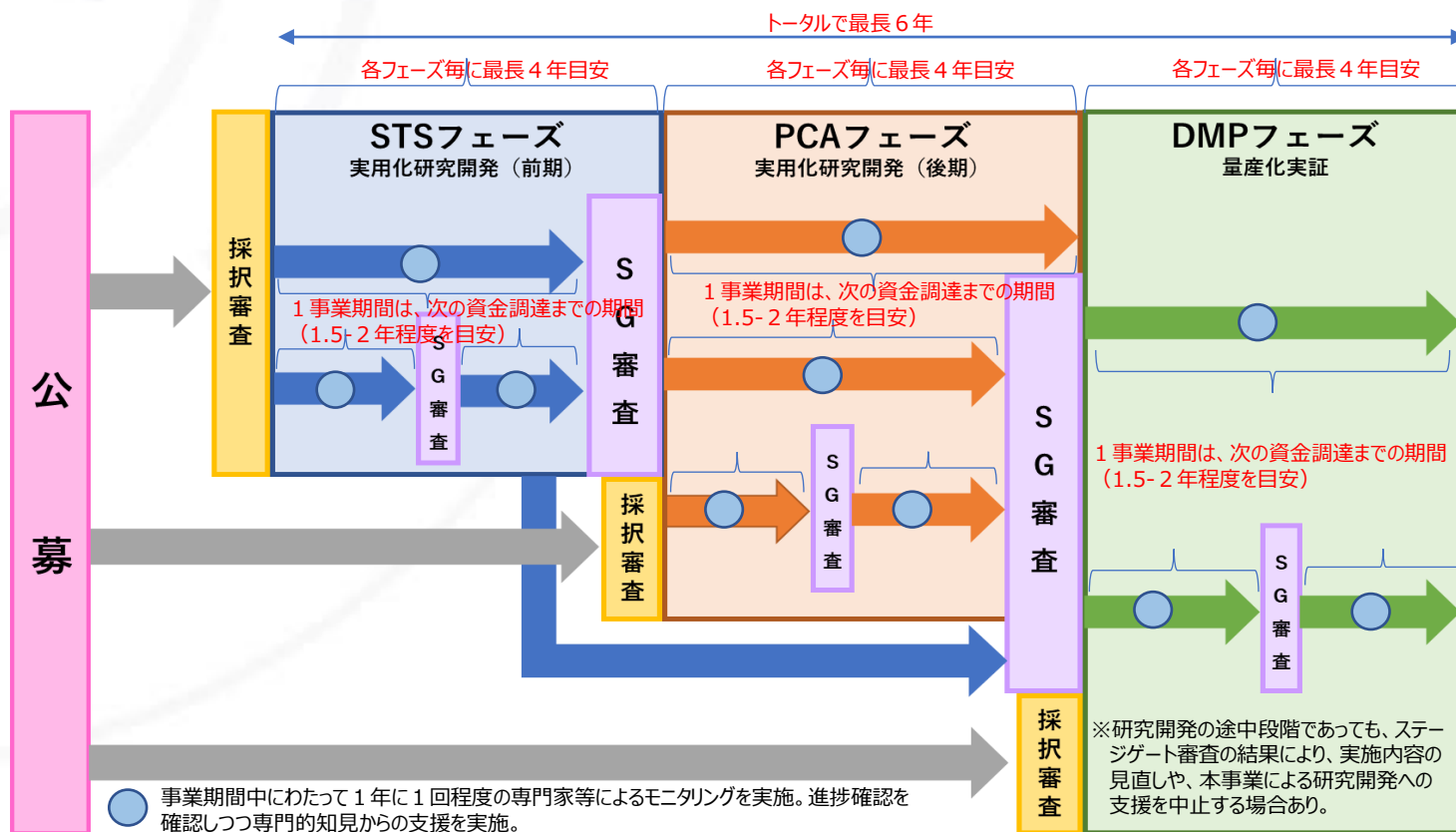
※1：事業会社連携、海外技術実証がある場合は上限額が増額される。

※2：STSはVC等/CVC出資必須。VC等・CVC・事業会社合算可能。DMPフェーズのみ融資も可能。

※3：DTSU事業のDMPフェーズにおいて出資・融資の合計の1/2以上が融資の場合は、補助率1/2以内。

事業の流れと事業期間、NEDO負担率、助成金額上限

- いずれのフェーズからも申請可能。ただし、1提案者につき最も自社に適合するフェーズ1つにのみ応募可能※。
- 1事業期間は次の資金調達までの期間（1.5-2年程度が目安）。SGを経ることで、各フェーズ毎に最長4年目安。
- SGを経ることで次のフェーズも連続的に支援可能。トータルで最大6年、最大30億円（助成金額上限）。
- 公募は、2027FYまで実施し、年4回程度受付の機会を設ける予定。



	最長期間※1		NEDO負担率	助成金額上限	
STSフェーズ	4年を目安とする	トータルで最大6年	助成対象費用の2/3以内	3億円もしくは5億円 ※2	トータルで最大30億円
PCAフェーズ	4年を目安とする		助成対象費用の2/3以内	5億円もしくは10億円 ※2	
DMPフェーズ	4年を目安とする		助成対象費用の2/3以内もしくは1/2以内 ※3	25億円	

※1：事業期間は、本支援事業への応募に際してVC等、CVC、事業会社等から出資等を得てから、次にVC等、CVC、事業会社から出資等を得る（新たな資金調達）予定の時期までの期間を基準として設定。1.5-2年程度を目安とする。SGを経ることで、最長で上記の表の期間となる。

※2：増額条件：事業化連携に係る連携先の関心表明書や海外技術実証に係る計画書を提出することができる場合。

※3：負担率1/2の条件：DTSU事業のDMPフェーズにおいて出資及び融資の合計額に占める融資の合計額の割合が1/2以上の場合。

事業概要（支援対象者①）

詳細は公募要領P.11-16をご確認ください

●本事業の支援対象の主な要件は以下のとおり。

- i. 日本に登録されている民間企業であって、大学・研究機関・企業等から生まれた技術シーズを元に社会課題解決や経済成長の実現にも資する研究開発を行っており、その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有すること。また、未上場の事業者であること。（①STSフェーズ（実用化研究開発（前期））のみ法人設立準備中の者を対象とする例外あり）【DTSU、GXとも】
- ii. VC等、CVC、事業会社、金融機関から提案書に記載した助成事業期間中に要する助成対象費用の1/3以上または1/2以上の金額の出資または融資をNEDOが定める所定の期間内に受けている、又は今後出資または融資が予定されていること。【DTSUのみ】

また、本項でいう出資は、特定かつ単一の資金調達ラウンド実施されるものであること。ただし、その出資または融資に係る要件の詳細は、「各フェーズごとの要件」を確認すること。なお、本項でいう出資には、株式に転換可能な新株予約権やコンバーティブルエクイティを含む。また、本項でいう融資には、金融機関による融資の他、新株予約権が付いた金融負債である、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債、新株予約権付融資、コンバーティブルボンド、コンバーティブルノート、コンバーティブルデット、資本性劣後ローン等を含む。

※資金調達等のための関連法人を有し、その法人に対して資金投入がなされている場合、提案書提出前にNEDOに相談しNEDOの指示に従うこと。

【注】提案者と経営の一体性があるとみられる法人が提案者の親会社となっており、当該法人が資金調達をおこなっている場合、説明資料1においてその旨を記載し提出すること。

「所定の期間」とは、提案締切日の6ヶ月前からNEDOが指定する日までを基準【注】として、NEDOが提案書類の提出期限毎に「ディープテック・スタートアップ支援事業 公募に係る日程一覧」の通り定める期間のことを指します。「ディープテック・スタートアップ支援事業 公募に係る日程一覧」は、本支援事業の公募に係るNEDOのホームページに掲載されていますので必ずご参照ください。

「資金調達ラウンド」とは、提案者が、VC等、CVC、事業会社から、特定の目的のために出資を募ってから、当該出資の募集を終了するまでの期間を指します。当該期間においては、出資によって発行される株式の株価は同一であることを想定しています。

事業概要（支援対象者②）

詳細は公募要領P.11-16をご確認ください

↓前ページから続く
(中略)

viii. 中小企業基本法等に定められている資本金基準または従業員基準のいずれかを満たす中小企業に該当する法人であってかつ、みなし大企業（※6）に該当せず、直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないもの。【DTSU、GXとも】

※6 本事業において、「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業の所有に属している企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業

(中略)

ix. 大企業の持分法適用会社ではないこと。【DTSU、GXとも】

x. 事業会社や資金調達のための関連法人、経営者の資産保有型会社又は資産運用型会社等からの出資がある場合、当該法人による持株比率が50%未満かつ非連結対象であること。なお、事業会社の出資による取得株式には、事業会社の投資事業有限責任組合員としての所有に属する分を含む。ただし、提案者と経営の一体性があるとみられる法人からの出資により本項に抵触する場合等には、提案書類中、説明資料1を提出すること。この場合、NEDOは、提案者との経営の一体性の有無を勘案し、本要件の充足可否を判断する。【DTSU、GXとも】

※ここでいう「経営の一体性」とは、提案者が行う意思決定が当該法人が行う意思決定と同様のものとみなすことができる株主構成となっており、かつ、提案者と当該法人の役員構成が一定程度同一とみられることを指す。

(中略)
↓次ページに続く

事業概要（支援対象者③）

詳細は公募要領P.11-16をご確認ください

↓前ページから続く
(中略)

xi.本支援事業への応募時点で、原則として、設立から一定年数以内（STSフェーズ・PCAフェーズの場合10年、DMPフェーズの場合15年）の企業であること。【DTSU、GXとも】

ただし、各事業において、以下に該当する場合はその限りでない。

- ・【DTSU】初めてVC等からの資金調達を行ってから5年（DMPフェーズは10年）以内であることもしくは、応募に際し必要となる出資または融資のうち、1/2以上がVC等からの出資であること。
- ・【GX】初めてVC等からの資金調達を行ってから5年（DMPフェーズは10年）以内であることもしくは、DTSU事業における所定の期間内に、助成対象費用の1/6以上の金額の出資をVC等から受けている、あるいは受ける予定であること。

xii.提案時点における直近の財表等により、売上高研究開発費割合が、5%以上の企業であることが確認できること。【DTSU、GXとも】

(中略)

xviii.助成事業の実施を通じ、「GXリーグ参画企業に求める取組」と同様のGXに係る取組を実施することを想定し、現在実施している内容及び交付決定した場合において実施する内容を追加資料11の「GXに係る取組申告書」に記載し、これを提出すること。また、「GXに係る取組申告書」には、助成事業の実施を通じて実施する予定のCO₂排出削減のための取組を記載すること（助成事業で実施した研究開発及びその成果の事業化を通じたCO₂の排出削減効果を定量的に推計・算定し、推計・算定した当該効果を含めること。また、推計・算定する際に用いた根拠や考え方、マイルストーンと、助成事業期間中の研究開発やその成果の事業化の項目との関係性も具体的に記すこと。）。なお、当該取組が国内の排出削減に効果がない提案であれば対象外となること（（3）助成対象事業④※11参照）や、当該記載内容が採択審査の対象となることに留意されたい。【GXのみ】

※ただし、J-Startup、J-Startup地方版に認定されている企業であり、財務状況等により親会社からの資金支援を受けることのできない者の場合、上記の要件のうち、viii.に掲げるみなし大企業や、ix.に掲げる大企業の持分法適用会社、x.に掲げる出資の態様に該当する場合であっても、本支援事業に応募することを可能とする。

事業概要（対象分野）

詳細は公募要領P.16-17をご確認ください

●対象分野

いずれのフェーズにおいても、DTSU事業は次の①～③、GX事業は次の①～④の要件のすべてを満たす事業を、助成の対象といたします。

- ① 経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、グリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。） であること。
- ② 具体的技術シーズがあつて、技術開発要素があることが想定されること。なお、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術開発要素が少ないものや、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とする。
- ③ 競争力強化のためのイノベーションを創出するものであること。
なお、実証段階にあつても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。
また、医薬品及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外とします。ただし、医薬品開発を加速する支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は助成対象とします。
- ④ 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえて、CO₂の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現及び日本の産業競争力の強化のためのイノベーションを創出するものを対象とし、そのうち、太陽光・風力・水素等の非化石エネルギーの開発及び利用の促進、次世代のリチウムイオン電池、非化石由来の原料に転換する革新素材、その他省エネルギー実現に資する半導体・革新素材・AIの開発等のエネルギー利用の高度化の促進、又は事業所等から排出されるCO₂の排出の抑制に係る事業であること（※10）。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「国による投資促進策の基本原則」に則したものであること（※11）。
※10 事業所等から排出されるCO₂の排出の抑制に係る事業については、エネルギー起源のCO₂排出削減に繋がる技術の開発が対象となります。大気中のCO₂を直接に回収する技術に係る研究開発事業については、回収したCO₂の分離や利用等に係る研究開発を含む等、総体として、非化石エネルギーの開発・利用の促進、エネルギー利用の高度化、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資すると考えられる場合には、対象となり得ます。
※11 当該原則に記載の通り、国内の人的・物的投資拡大につながるものが支援対象であり、海外に閉じる設備投資など国内での排出削減に効かない事業は対象外となる点にご留意ください。

【支援対象】

- 事業に関する構想に基づいた基礎となる技術シーズを有し、研究開発やプロトタイプの作製を開始しており、かつ、想定市場におけるマーケティングを開始しているが、未だ具体的な製品やサービスが完全には実現出来ておらず、その研究や開発を通じて課題解決の仮説検証を行っている段階の企業。
- 本フェーズ終了時点で、製品やサービスが初期市場における特定の対象者の課題を解決する事を目安。

【支援事業】

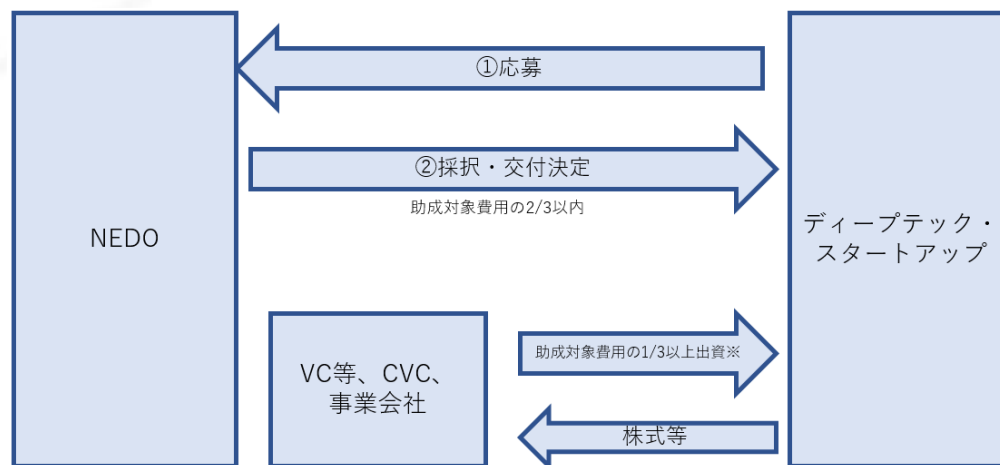
- 要素技術の研究開発や試作品の開発等に加え、事業に向けた技術開発の方向性を決めるための事業化可能性調査の実施等を支援します。

	最長期間	NEDO負担率	助成金額上限	主な要件	
				DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	4年を目安とする （1事業期間は、次の資金調達までの期間。1.5-2年を目安）	助成対象費用の2/3以内	3億円もしくは5億円【※1】	1社以上のVC等やCVC、事業会社から助成対象費用の1/3以上の出資【※2】が所定期間内に【※3】必要。（合算可能） - 最大の金額や株式持ち分比率で出資を行う者はVC等 or CVC。 - パートナーVCがいることを必須とする。等	採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること。

※1：増額条件：事業化連携に係る連携先の関心表明書や海外技術実証に係る計画書を提出することができる場合。

※2：出資は、株式に転換可能な新株予約権やコンバーティブルエクイティを含む。

※3：提案締切日の6か月前からNEDOが指定する日までを基準として、NEDOが別途定める期間



詳細は公募要領P.3をご確認ください

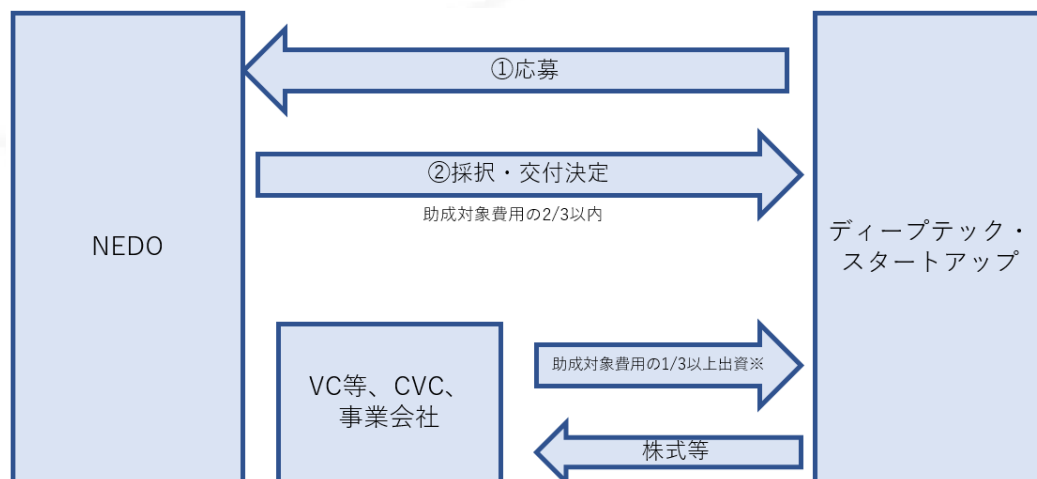
【支援対象】

- 製品やサービスの研究・開発が一定程度進展しており、その成果を元に更なる応用開発等を行いながら、適切な初期市場並びにそれに続く主要市場（メインストリーム）の選択とその対象者の課題解決、ビジネスモデル等の構築を通じた収益化を目指している段階の企業。
- 本フェーズ終了時点で、製品やサービスが初期市場並びにその先の主要市場（メインストリーム）における対象者の課題を解決し、継続的な収入確保に必要な要件を満たす事を目安。

【支援事業】

- 試作品の開発や初期の生産技術開発等に加え、主要市場（メインストリーム）獲得に向けた事業化可能性調査の実施等を支援します。

	最長期間	NEDO負担率	助成金額上限	主な要件	
				DTSU事業	GX事業
PCAフェーズ	4年を目安とする （1事業期間は、次の資金調達までの期間。 1.5-2年を目安）	助成対象費用の2/3以内	5億円もしくは10億円【※1】	1社以上のVC等やCVC、事業会社から助成対象費用の1/3以上の出資【※2】が所定期間内【※3】に実行必要。（合算可能） - VC等またはCVCが株主構成に含まれていること、あるいは所定期間内【※3】に含まれること 等	採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること。



- ※1：増額条件：事業化連携に係る連携先の関心表明書や海外技術実証に係る計画書を提出することができる場合
 ※2：出資は、株式に転換可能な新株予約権やコンバーティブルエクイティを含む。
 ※3：提案締切日の6か月前からNEDOが指定する日までを基準として、NEDOが別途定める期間
 ※4：PCAフェーズにおけるパートナーVCの出資は必須ではないが、VCが「ハンズオン計画書」を出すことで審査で考慮

詳細は公募要領P.3-4をご確認ください

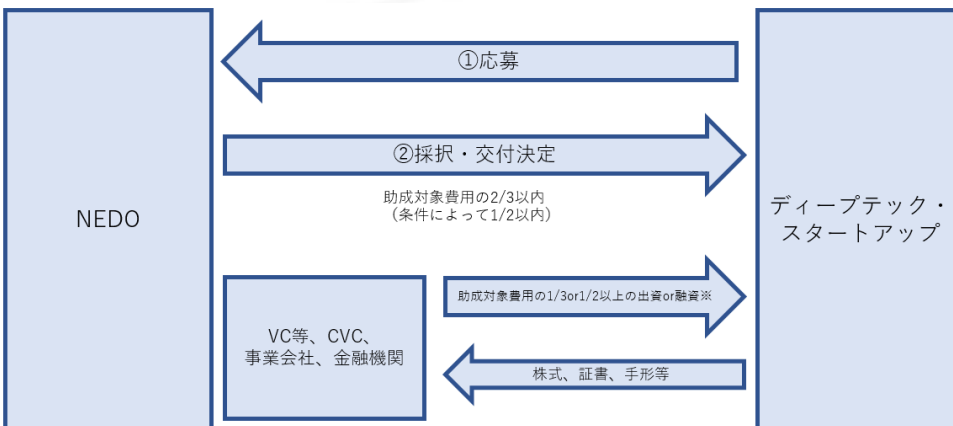
【支援対象】

- 製品やサービスの研究・開発が相当程度進展しており、その成果を元に更なる応用開発等を行いながら、適切な主要市場（メインストリーム）の選択とその対象者の課題解決、ビジネスモデル等の構築を通じた大きな収益化を目指している段階にあるが、そのために量産体制の構築または事業のスケール化に係る検証・実証を行う必要がある企業。
- 本フェーズ終了時点で、製品やサービスが主要市場（メインストリーム）における対象者の課題を解決し、商用生産の開始や継続的な収入を確保できる事業モデルの構築のために必要な要件を満たし、次の資金調達で実際の量産に入る事を目安。

【支援事業】

- 具体的には、パイロットプラント構築に係る量産技術に係る研究開発や、量産のための生産設備・検査設備等の設計・製作・購入・導入・運用等を通じ、商用化に至るために必要な実証等の実施を支援します。

	最長期間	NEDO負担率	助成金額上限	要件	
				DTSU事業	GX事業
DMPフェーズ	4年を目安とする （1事業期間は、次の資金調達までの期間。 1.5-2年を目安）	助成対象費用の2/3以内もしくは1/2以内【※2】	25億円	• 1社以上のVC等やCVC、事業会社からの出資【※1】、金融機関からの融資の合計が、助成対象費用の1/3or1/2【※2】以上であり所定期間内【※3】に実行。（合算可能） • VC等またはCVCが株主構成に含まれていること、あるいは所定期間内【※3】に含まれること	• 採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること。
				• 事業化に向けて、連携先との間で取り交わした量産化実証、共同研究、調達、販路開拓等に関する覚書等を提出すること。	



- ※1：出資は、株式に転換可能な新株予約権やコンバーティブルエクイティを含む。
 ※2：融資は、新株予約権が付いた金融負債である、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債、新株予約権付融資、コンバーティブルボンド、コンバーティブルノート、コンバーティブルデット、資本性劣後ローン等を含む。
 ※3：負担率1/2の条件：DMPフェーズにおいて出資及び融資の合計額に占める融資の合計額の割合が1/2以上の場合。
 ※4：提案締切日の6か月前からNEDOが指定する日までを基準として、NEDOが別途定める期間
 ※5 DMPフェーズにおけるパートナーVCの出資は必須ではないが、VCが「ハンズオン計画書」を出すことで審査で考慮

詳細は公募要領P.4-5をご確認ください

**ポイント①：パートナーVC
出資要件・出資時期
その他の支援者 等**

パートナーVC制度について

詳細は公募要領P.9-10をご確認ください

- 所定の期間内に投資を行う次のVC等やCVCはパートナーVC候補となることができる(DTSU事業のSTSフェーズでは必須)。

- ・ 今回の申請に際して最大の金額や株式持分比率で投資を行う者
- ・ 過去の出資分を含めてVC等やCVCの中で最大株主持株比率になる者
- ・ 最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画している者（出資額や株式持分比率を問わない）

※ハンズオン計画書等には、VCによるハンズオン計画、技術・事業性の評価、VCの基本情報(LP含む)、支援メンバー等を記載

※DTSU事業のPCA/DMPフェーズ、GX事業においては必須ではないがパートナーVCの申請があれば審査にて考慮される。

※パートナーVCは各申請事業との関係で審査を行うので、複数事業のパートナーVCになることも可能だが、それぞれ個別に審査対象となる。

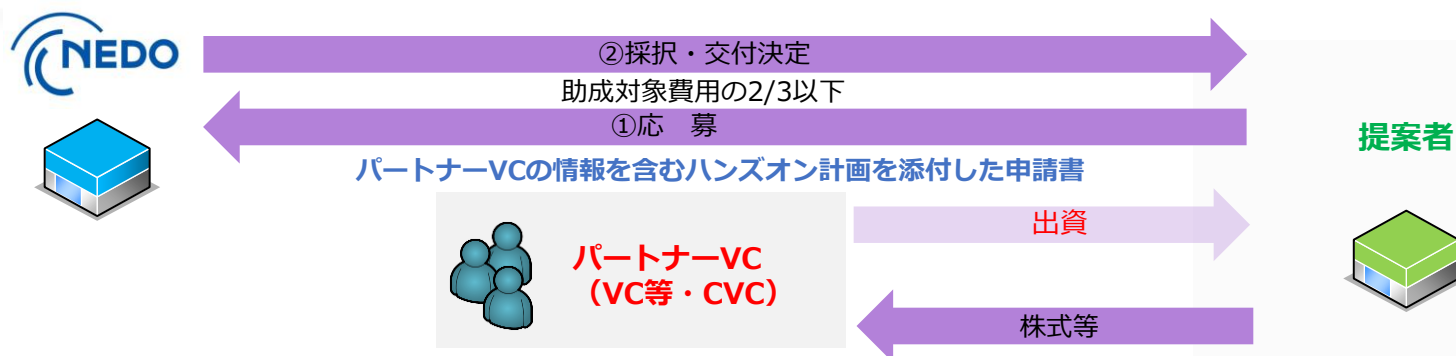
- NEDOは、申請に基づき、事業計画と合わせ、パートナーVCのハンズオン能力、資金調達への対応力等について審査委員による審査を行い、事業の採択を行う。

※パートナーVCもプレゼン審査等への出席・プレゼン・質疑対応等が求められる。

- 採択された事業のパートナーVCは、NEDO・HPに掲載され、NEDOのパートナーとして採択されたスタートアップへの支援を実施する。

※パートナーVCに求められる役割は、以下の通り。

- 対象助成期間において、実施者に対し事業目的に沿ったハンズオン支援を主体的に行うこと。
- 望ましくは、次の資金調達ラウンドが成立するための資金調達活動を主導すること。
- NEDOの求めに応じ、上記活動の状況を報告すること。
- NEDO及び経済産業省からのアンケート、ヒアリングに協力頂くこと。



パートナーVCの要件（役割）、各フェーズ出資等要件まとめ

●パートナーVCの主な要件

- ・業としてスタートアップへの投資機能を有し、ディープテック・スタートアップの事業化支援機能を有する法人等（VC等、CVC）であること。
- ・提案者が本支援事業に応募する時点での、提案者の資金調達ラウンドにおいて、最大の金額や株式持分比率で出資を行う者、または、過去の出資分を含めてVC等やCVCの中で最大株主持株比率になる者のいずれか。ただし、最も主体的にハンズオン支援を行うことを計画しているVC等やCVCについては、今回の申請に際しての出資額や株式持分比率を問わず、パートナーVC候補となることができる。
- ・対象助成期間において実施者に対し事業目的に沿ったハンズオン支援を行う能力を有すること。また、望ましくは、提案者が本支援事業に応募する時点での資金調達ラウンドの次の資金調達ラウンドが成立するための資金調達活動の支援を行う能力を有すること。
- ・助成事業期間中にハンズオンできる体制を構築・維持することとし、提案者の採択にあたっては、「パートナーVC」として、実施者とともにNEDOホームページ上で社名等が公表されることに同意すること。

●DTSU事業におけるフェーズ毎の出資等要件（まとめ）

	①STSフェーズ (実用化研究開発（前期）)	②PCAフェーズ (実用化研究開発（後期）)	③DMPフェーズ (量産化実証)
出資者 (資金拠出者)	VC等、CVC、事業会社 ※ パートナーVC 必須	VC等、CVC、事業会社 ※VC等/CVCが株主構成に含まれていることが必須 ※ パートナーVC がいることは必須ではないが、審査で考慮される	
総調達額に占める割合	1/3以上	1/3以上	1/3以上（一部1/2※以上）
出資形態(資金拠出形態)	株式、新株予約権等★	株式、新株予約権等★	株式、新株予約権等★ ※融資も可能☆

★株式に転換可能な新株予約権やコンバーティブルエクイティを含む。

☆融資には、金融機関による融資の他、新株予約権が付いた金融負債である、転換社債型新株予約権付社債、新株予約権付社債、新株予約権付融資、コンバーティブルボンド、コンバーティブルノート、コンバーティブルデット、資本性劣後ローン等を含む。

※出資及び融資について、その合計額に占める融資の合計額の割合が1/2以上の場合

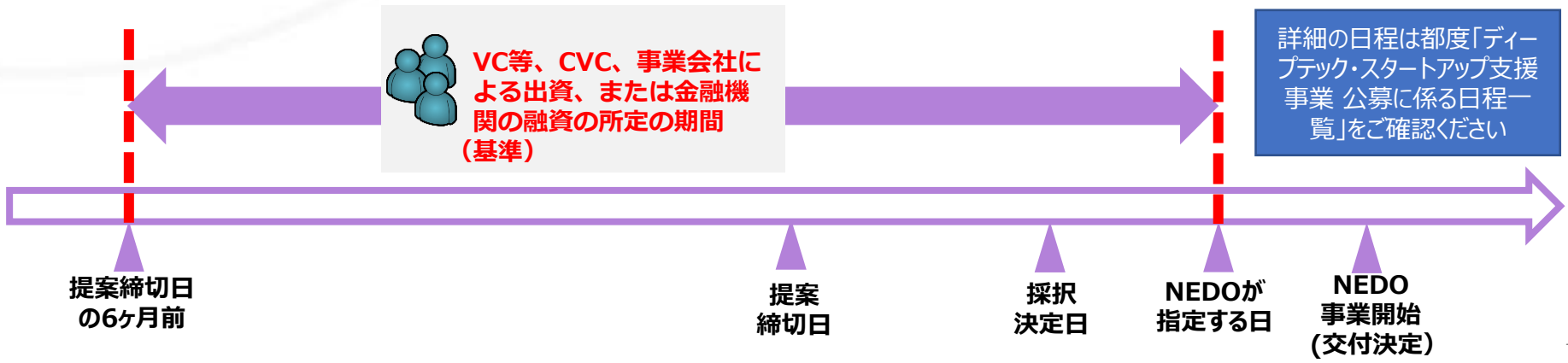
なお、GX事業では、出資要件はなく、またパートナーVCの設定も任意。

出資に関する「所定の期間」に関して

- DTSU事業では、STS/PCA/DMPいずれのフェーズにおいても、VC等、CVC、事業会社、金融機関から提案書に記載した助成事業期間中に要する助成対象費用の1/3以上または1/2以上の金額の出資または融資をNEDOが定める「所定の期間」内に受けている必要があります。
- 「所定の期間」とは、**提案締切日の6ヶ月前からNEDOが指定する日までを基準**として、NEDOが提案書類の提出期限ごとに「ディープテック・スタートアップ支援事業 公募に係る日程一覧」の通り定める期間のことを指します。
- 「ディープテック・スタートアップ支援事業 公募に係る日程一覧」は、本支援事業の公募に係るNEDOのホームページに掲載されていますので必ずご参照ください。

(参考)ディープテック・スタートアップ支援事業 公募に係る日程一覧

2024年6月版						
公募回※1	書類提出期間※2 公募要領 5.(1)	出資または融資に関する 所定の期間※3 公募要領 3.(1)	二次審査実施日 (予定)	採択時期 (予定) 公募要領 7.(1)	交付決定時期※4 (予定) 公募要領 7.(1)	JST 窓口への申請※5 公募要領 10.(3)
第 5 回	2024 年 7 月 9 日～7 月 24 日	2024 年 1 月 24 日～2024 年 12 月 31 日	2024 年 10 月 3 日、4 日 7 日～11 日(予定)	2024 年 11 月上旬頃(予定)	2024 年 11 月下旬以降(予定)	—



(補足) 出資等に関する報告書等について

詳細は提案書作成にあたって【追加資料 5・6】をご確認ください

●VC等、CVC、事業会社、金融機関から出資/融資を受けた/受ける場合、それぞれ既定の様式にて報告書等を申請ください。

(参考)追加資料5

分類番号13005
【追加資料5】

・後継社ある場合は、1社ごとにそれぞれ作成をすること
・原本箇所の変更はできません。出資/融資者との協働内容等に出資/融資の条件にご記載ください。
・本資料を使用しない場合は、本ページは削除してください。

出資/融資意向確認書

年 月 日

（出資者名） 殿

押印は不要です。申請者住所・氏名
代表者役職・氏名

今般、貴社が国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が実施するディープテック・スタートアップ支援事業/GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業により（SFSフェーズ（実用化研究開発（前期））、PCAフェーズ（実用化研究開発（後期））、DMPフェーズ（量産化実証））として採択されたときは、貴社（出資者名）出資決定機関による正式な決定を条件として、年 月 月 末までに金 円の出資/融資の意向があることを確認いたします。

所定の期間に合うよう
にご確認ください。

出資/融資意向確認書

上記の件に関し、貴社がディープテック・スタートアップ支援事業/GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業 ●●●フェーズに採択されたときは、貴社出資決定機関による正式な決定を条件として、採択決定日以降のNEDOが指定する日までに金 円の出資/融資実行の意向があることを確認します。

出資/融資の条件

※ ・出資の依頼、寄附金/無償貸付、無償貸付の条件、譲渡金等の有無等
・役員の新選等
・資金使途について、無償の投資目的がある場合は、本事業に係る出資額が分かるように記載してください。
・NEDOの振込と出資の条件とする等

この意向確認書により、採択者への出資/融資を保証するものではありません。また、「ハンスオン計画/事業支援計画書」については別添を参照してください。

※本資料は審査でのみ使用し社名や内容等が公表されることはありません。 年 月 日

・押印は不要です。
・出資者名はファンド名ではなく、会社名
をご記載ください。

出資者名・住所
代表者又は業務執行責任者役職・氏名
連絡先（電話番号、E-mail、担当者）

2024年6月版

(参考)追加資料6

分類番号13006
【追加資料6】

DTSU事業への出資者は、公費第3（1）④各フェーズ共通の要件ににおける、出資または融資に係る要件である。助成対象費用の1/3以上（DMPフェーズの応募者の内、応募要件としている出資または融資について、その合計額に占める融資の合計額の割合が1/3以上の場合は1/2以上）に係る出資または融資について、作成、提出すること。
CVC事業への出資者は、DTSU事業における出資の所定の期間と同一の期間内にVC等やCVC、事業会社からの出資が行われることについて評価を希望する場合や、パートナーVCを立てて申請する場合、株主構成の要件や設立年数要件の例外として要件を充足しようとする場合、DTSU事業における出資の所定の期間と同一の期間内におけるVC等やCVC、事業会社からの出資について、作成、提出すること。
なお、後継社ある場合は、1社ごとにそれぞれ作成をすること
・本資料を使用しない場合は、本ページは削除してください。

（様式第22）

年 月 日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理事長 殿

押印は不要です。
出資者でなく、申請者の
ものをご記載ください。

申請者 住 所
名 称
代表者名

ディープテック・スタートアップ支援基金事業費助成金に係る
出資等に関する報告書

上記の件について、ディープテック・スタートアップ支援基金事業費助成金交付規程第9条第1項第三十四号の規定に基づき下記のとおり報告します。

助成対象費用を記載。助成金交付規
程第9条第1項第三十四号の規定に基づき下記のとおり報告します。

1 助成事業者の名称 OO株式会社
2 助成対象費用（A） 300,000,000 円
3 出資等の実施者の名称 助成対象費用の1/3（または1/2）の出資/融資に係る実施者
4 助成事業者に支出を実施した日付 2023年00月00日 ※資金日
5 助成事業者に支出を実施した額（B） 100,000,000 円 ※日本円による資金額
6 助成事業者に支出を実施した額（B）と助成対象費用（A）の比率
（B）/（A） 1/3 ※単純な分数で表しにくい場合は、小数点以下2桁までの小数

（注）
別紙として通帳の写しなど出資/融資を証明する書類、投資契約書の写しを添付すること。

※本資料は審査でのみ使用し社名や内容等が公表されることはありません。

2024年6月版

(補足) 事業支援計画書・VC以外の支援者について

- パートナーVCに限らず、以下のような提案者（スタートアップ）に対して支援を行う者が、その支援内容を【事業支援計画書】に記載して申請書に添付することで、審査において考慮されます。（必要に応じて、支援者についても審査等での対応を依頼する場合があります。）
- 「提案者に対して支援を行う者」は、以下の者のいずれかを想定しており、このうち提案者の行う事業への今後の貢献度が最も高いと思われる1者を、提案者が選んでください。
 - ・パートナーVC
 - ・事業会社や各種機関（医療機関、金融機関、学術研究機関等）
 - ・提案者自身

分類番号13007
【追加資料 7】

以下、ハンズオンを行うパートナーVC候補または事業支援を行う事業会社等がA4 2枚以内で作成すること。なお、VC等またはCVCは、別途VC等、CVC情報項目ファイルも提出を行うこと。

ハンズオン計画書/事業支援計画書

VC等から支援を受ける場合においてパートナーVCが本文書を作成する場合は「ハンズオン計画書」に、事業会社等から支援を受け事業会社等が本文書を作成する場合は「事業支援計画書」に〇をつけてください。

パートナーVC候補名または事業支援者名・住所
代表者又は業務執行責任者氏名

対象の提案者及び事業名：

押印は不要です。

1. 技術評価

提案者を技術面の観点からどの様に評価しているか、提案者の技術面における強みは何だと考えているかについて説明して下さい。

2. 事業性評価

提案者を事業面の観点からどの様に評価しているか、提案者の事業面における強みは何だと考えているかについて説明して下さい。

3. ハンズオン計画または事業支援計画

(支援者がパートナーVC候補の場合)

- ・提案者に支援が必要な事例を記載頂き（事業面、経営面、資金調達面等）、そのために具体的にどのようなハンズオンを行うかを記載してください（内容や調与度合い）。
- ・経営面の支援に關して、実際に社外取締役やC&Oを派遣しているまたは派遣する予定がある場合は記載してください。
- ・提案者が助成事業期間の目標を達成した後、さらなる目標達成のための追加出資が必要となった場合、その追加出資とハンズオンを行う考えがあるか、追加出資をしない可能性がある場合には、他のパートナーVC候補に引き継ぐ等、提案者に対する継続的な支援体制についての考えを説明してください。
- ・提案者の企業価値増加のための事業上の戦略があれば記載して下さい。

(支援者が事業会社等の場合)

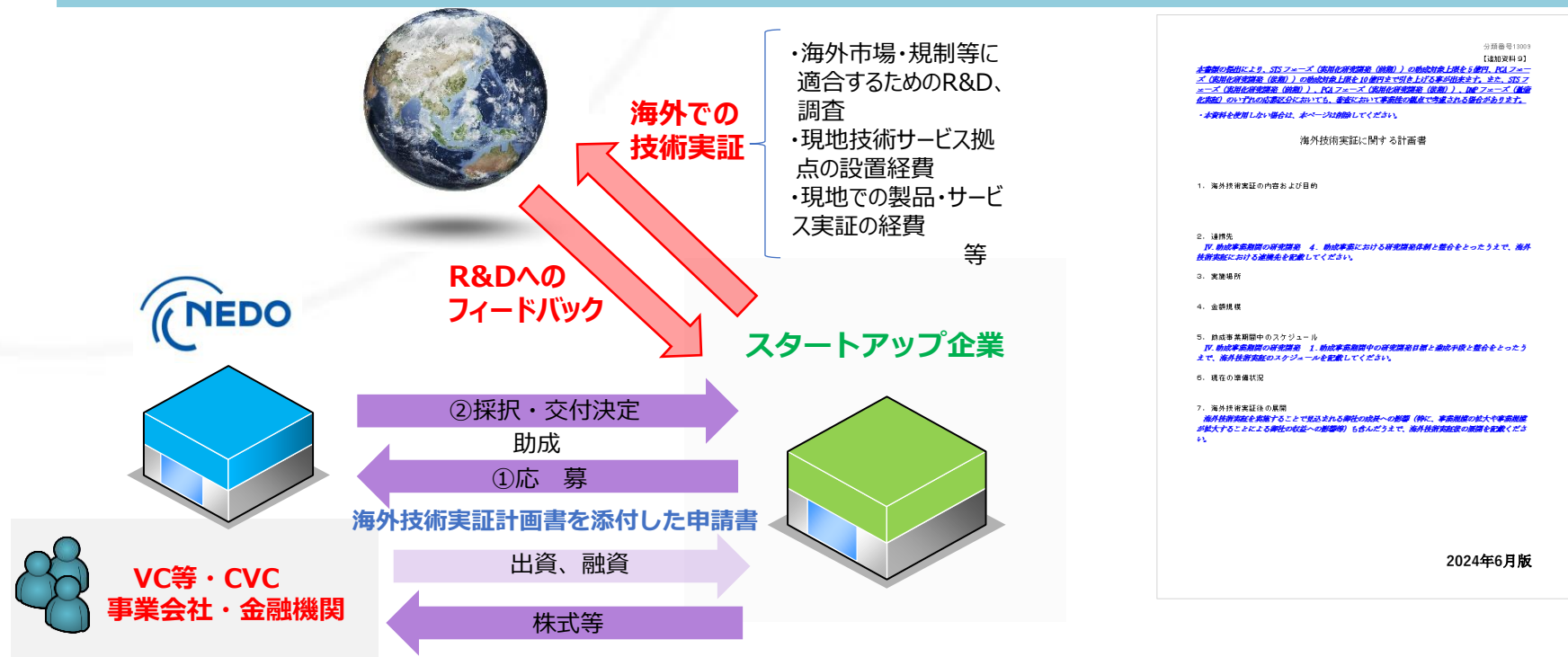
- ・提案者の事業体制やビジネスモデルの全体像における自社の位置付けや役割を明確にした上で、具体的にどのような支援や貢献を行うかを記載して下さい。（内容や調与度合い）
- ・支援や貢献が技術面においてなされ、研究開発や技術実証の内部や目標設定に關係する場合は、それらも明記して下さい。
- ・支援や貢献が事業面においてなされ、事業化実現に向けて実際に進めている活動があれば、それらの内容や進捗も明記して下さい。
- ・社外取締役等の経営人材を派遣しているまたは派遣する予定がある場合は記載して下さい。
- ・提案者が助成事業期間の目標を達成した後、さらなる目標達成のための追加出資が必要となった場合、その追加出資と支援・貢献を行う考えがあるか、追加出資をしない場合はその理由は何かなど、提案者に対する継続的な支援体制に対する考え方を説明して下さい。

2024年6月版

ポイント②：海外技術実証 事業会社連携

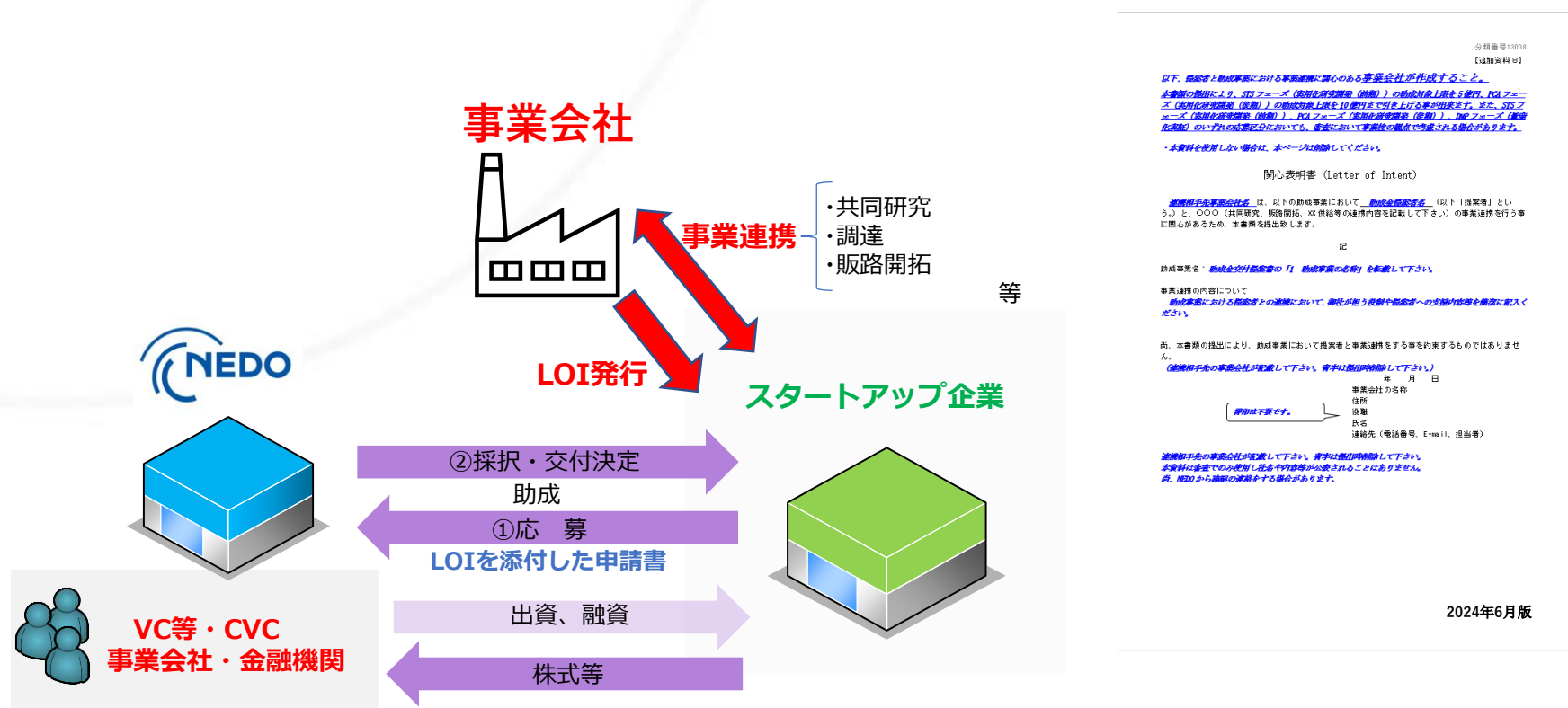
海外技術実証等について

- STS/PCA/DMP各フェーズの事業の中で、海外における技術実証等の経費を計上することができます。
※海外技術実証計画書を提出することで、STS:3→5億円、PCA:5→10億円に上限増額
- 具体的には、海外の市場・規制等に適合するための研究開発や調査費用、現地での技術サービス拠点の設置費用、現地での製品・サービス実証に要する費用等の一連の海外展開事業を支援します。
- 「海外技術実証に関する計画書」に、目的、内容、実施場所、金額規模、スケジュール、パートナー、準備状況、実証後の展開、今後の成長への寄与等を記載して申請書に添付する必要があります。
※合わせて、前述の支援計画書を海外技術実証先のパートナーが記載して提出することもできます。（審査で考慮）
※本助成事業に係る助成対象経費に海外の研究実施場所での支出分を計上する場合には、原則として、助成対象経費総額の1/2を超過しないこととします。
※海外技術実証に限らず、本事業により得られる研究開発の成果(知財等)は国内法人の保有等が基本となります。
※DMPフェーズにおいては、量産化実証を目的として国外に設置する建屋等や機械装置等の費用は助成対象外となります。



事業会社連携について

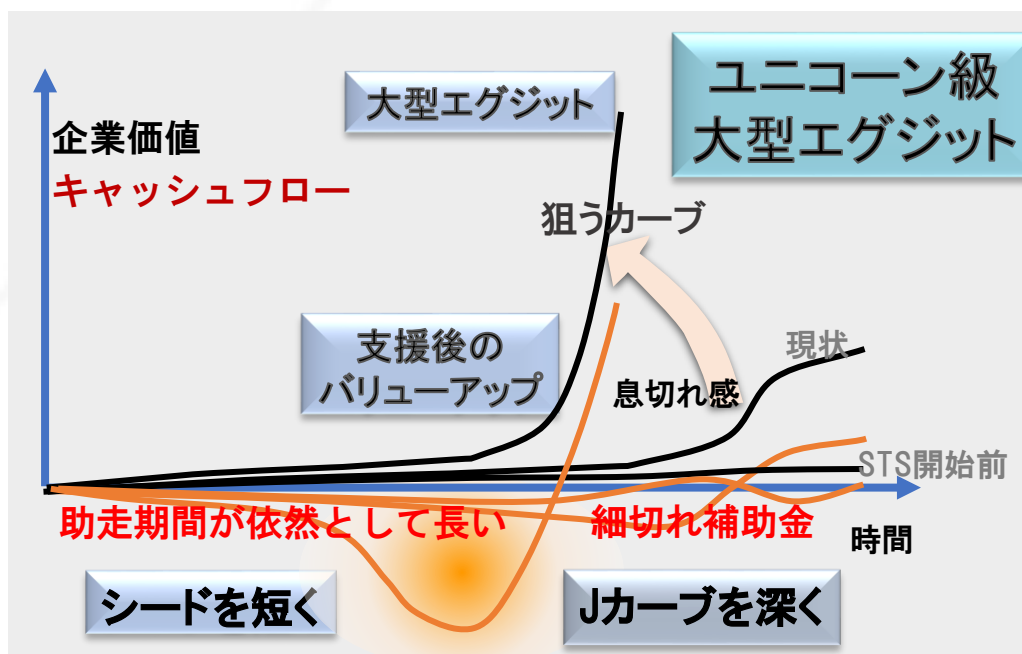
- STS/PCAの各フェーズの事業の中で、事業会社との連携（共同研究、調達、販路開拓等）に関するLoI（関心表明書）を提出することで上限金額を増額することができます。（STS:3→5億円、PCA:5→10億円）
- その際、共同研究、調達、販路開拓等の事業化において連携を行う事業会社等が、LoIを作成して、提案者（スタートアップ）が提出する事業全体の申請書に添付する必要があります。
- 加えて、スタートアップ企業が国内外の事業会社等と行う共同研究費についても対象経費とすることができます。
※従来の制度では、国内の学術研究機関等だけが対象。
※共同研究等によって得られた成果、特に知財等の成果について応分の扱いになっていること、また、事業会社との委託・共同研究において助成事業者が発明を自ら実施する場合において不利益とならないように配慮した契約内容であること等条件あり。（公募要領P.27-28参照）



DTSU事業とGX事業との違い

両事業の制度趣旨について

- **DTSU事業**は、**ユニコーン級の大型エグジット創出**に向け、ディープテック・スタートアップの実用化開発・量産実証を支援するもの。シード期に係る期間を短くし、Jカーブを深ぼっていただくことで、**急成長を遂げていただくこと**を制度趣旨とする。
- **GX事業**においても、**上記の制度趣旨は同様**。加えて、**事業を通じたCO₂の排出削減と経済成長を同時に実現するGXの推進を図る**。
- また、**GX事業**においては、より多様な形態での応募を想定し、**DTSU事業と比較して応募要件を一部緩和しているが、上記の制度趣旨を維持するように審査**を実施予定。
- 以降、両事業の応募要件の違い等について記載。



違い①：応募に必要な出資等の要件

- ・ **DTSU事業**では、所定の期間内に、助成対象費用の一定割合（NEDO負担率が2/3の場合は1/3、NEDO負担率が1/2の場合は1/2）以上の金額の出資・融資を得ることが必要。
- ・ **GX事業**では、上記のような出資要件は課さない。ただし、出資が行われる場合、審査において評価。
- ・ フェーズごとのポイントは下記の通り。

	DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	● VC等、CVC、事業会社からの出資のみを加算でき、<u>VC等またはCVCからの出資必須。</u> ● 最大出資者は<u>VC等、CVCのいずれか。</u>	● 出資要件なし。 ● 所定の期間内にVC等やCVC、事業会社からの<u>出資が行われる場合、当該出資の態様等を勘案して審査において評価。</u>
PCAフェーズ	● VC等、CVC、事業会社からの出資のみを加算できる。 ● 最大出資者は、<u>VC等、CVC、事業会社のいずれも可。</u>	● 以下の場合には<u>所定の期間内での出資が必須。</u> ➢ パートナーVC候補を立てて申請する場合（VC等、CVC） ➢ 設立年数要件の例外事項の充足に必要な出資を応募時点で受けていない場合（VC等） ➢ 株主構成の要件を提案締切日時点で充足していない場合（VC等、CVC、これらに類する者）
DMPフェーズ	● VC等、CVC、事業会社からの出資、金融機関からの融資のいずれも加算できる。 ● 最大出資者・融資者は、<u>VC等、CVC、事業会社、金融機関のいずれも可。</u>	

違い②：株主構成に係る要件

- **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、制度趣旨に鑑み、VC等、CVCが株主構成に加わった状態で事業を行うことを想定。
- 具体的な要件設定は下記の通り。

	DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	※規定なし（応募に際し、 VC等またはCVCからの出資が必須であるため ）。	● 採択決定日以降のNEDOが指定する日までにVC等またはCVC、これらに類する者が株主構成に加わっていること。 ※提案締切日時点で充足していない場合、該当する者からの出資意向確認書の提出、所定の期間内での出資が必須。
PCAフェーズ	● VC等またはCVCが株主構成に含まれていること、もしくは採択決定日以降のNEDOが指定する日までに加わること（出資報告書あるいは出資意向確認書を提出した者に限る）。	
DMPフェーズ		

違い③：パートナーVC

- **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、所定の期間内に出資を行うVC等、CVCのうち、最大出資者や最大持株比率の者、最も主体的にハンズオン支援を行う者を「**パートナーVC**」として指定することがある。
- パートナーVCの**要件や役割は、両事業で違いはない。**
- 他方で、各フェーズでのパートナーVCの位置づけは下記の通り。

	DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	● 助成事業開始時にパートナーVCがいることが必須。 ● ハンズオン計画書及びVC等、CVC情報項目ファイルの提出必須。	● 全フェーズで、助成事業開始時にパートナーVCがいることが任意。 ● パートナーVC候補を立てて申請する場合、所定の期間内に当該候補からの出資があることが必須。 ● その場合、ハンズオン計画書及びVC等、CVC情報項目ファイルの提出必須。
PCAフェーズ	● 助成事業開始時にパートナーVCがいることが任意。 ● ハンズオン計画書及びVC等、CVC情報項目ファイルの提出任意。	
DMPフェーズ	● 最大出資者が事業会社の場合も、同じく所定の期間内に出資するVC等、CVCの中での最大出資者等がパートナーVCとなることは可。	

違い④ー1：GX関連事項（助成対象事業）

- ・ **DTSU事業**では下記①～③を満たす**鉱工業技術全般（原子力、医薬品、再生医療等製品除く）が対象**。他方、**GX事業**では、下記①～③に加え、④に示すエネルギー由来のCO₂削減に資する技術分野に限定。

- ① 経済産業省所管の鉱工業技術（例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、医療機器、ライフサイエンス、バイオテクノロジー、航空宇宙等。ただし、原子力技術に係るものは除く。）であること。
- ② 具体的技術シーズがあつて、技術開発要素があることが想定されること。なお、スマートフォンのアプリ開発のためのソフトウェアのコーディングなど、技術開発要素が少ないものや、既存製品（購入品）を利用しただけのものについては対象外とする。
- ③ 競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであること。
なお、実証段階にあつても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。
また、医薬品及び再生医療等製品に係る開発は原則として対象外とします。ただし、医薬品開発を加速する支援技術の開発や、医療機器、医療検査技術等、経済産業省所管の鉱工業技術に係る複合技術の開発は助成対象とします。
- ④ 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略を踏まえて、CO₂の排出削減に向けた野心的な目標を掲げるなど世界規模でのカーボンニュートラルの実現及び日本の産業競争力の強化のためのイノベーションを創出しうるものを対象とし、そのうち、太陽光・風力・水素等の非化石エネルギーの開発及び利用の促進、次世代のリチウムイオン電池、非化石由来の原料に転換する革新素材、その他省エネルギー実現に資する半導体・革新素材・AIの開発等のエネルギー利用の高度化の促進、又は事業所等から排出されるCO₂の排出の抑制に係る事業であること（※10）。また、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略にある「国による投資促進策の基本原則」に則したものであること（※11）。

※10 事業所等から排出されるCO₂の排出の抑制に係る事業については、エネルギー起源のCO₂排出削減に繋がる技術の開発が対象となります。大気中のCO₂を直接に回収する技術に係る研究開発事業については、回収したCO₂の分離や利用等に係る研究開発を含む等、総体として、非化石エネルギーの開発・利用の促進、エネルギー利用の高度化、エネルギー起源CO₂の排出抑制に資すると考えられる場合には、対象となり得ます。

※11 当該原則に記載の通り、国内の人的・物的投資拡大につながるものが支援対象であり、海外に閉じる設備投資など国内での排出削減に効かない事業は対象外となる点にご留意ください。

違い④-2：GX関連事項（GXに係る取組申告書の提出）

- **GX事業**では、**追加資料11の「GXに係る取組申告書」**の提出が必要（**DTSU事業**では不要）。
- 取組申告書には、**現在実施しているGXの取組**、**交付決定後に実施するGXの取組**、**助成事業を通じて実施予定のCO₂排出削減の取組**を記載。

分類番号13011
【追加資料 11】

「GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・産業化実証支援事業」への提案にあたってのGXに係る取組申告書

事業者名 株式会社

1. 本申告書に記載の情報の取扱い
当社は、本申告書（CO₂排出削減の取組）も含む）の提出をもって、NEDOに対して、当社のGXに係る取組の実施状況に関する情報を提供します。
また、「GX分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・産業化実証支援事業（以下、「本事業」という。）」の採択審査にあたって、本文書に記載の情報をNEDO及び本事業の審査を行う関係者が活用することについて承諾します。

2. 本事業に提案する企業に求められるGXに係る取組の実施状況
当社は、GXに係る取組として、次の「i. 自らの排出削減の取組」、「ii. サプライチェーンでの炭素中立に向けた取組」及び「iii. 製品・サービスを通じた市場での取組」のいずれも、実施又は計画しているところとします。

i. 当社が国内で直接・間接の排出量を把握するとともに、それらに関する削減目標の設定と、その達成に向けた削減取組の実施を行います（以下、いずれかにチェックしてください）。

☐すでに実施しています。
☐今後（又は交付決定以降に）、実施します

ii. 自社の製品の生産等に関わるサプライヤーを巻き込んだ脱炭素化を進める活動・取組や、自社の製品等の販売・展開先となる需要家や生活者に対しても脱炭素化に向けた活動実績を明示し、同時にそれらにおける意識醸成について、次のとおり実施または計画しています。

☐自由に記載ください。

iii. 生活者や教育機関、NPO・NGO等との気候変動の取組に関する活動、自社又は他者との協業による製品等の脱炭素化に向けたイノベーション等の活動や、カーボンオフセット製品の市場投入・拡大等について、次のとおり実施又は計画しています。

☐自由に記載ください。

3. その他確認事項
以下について、御社として満たす場合はチェックをしてください。
☐本申告書に記載の内容に虚偽はありません。
☐本申告書に記載の内容について、交付決定後、変更はありません。

1枚目

GXに係る現状の取り組み
や今後の計画等を記載

CO₂排出削減の取組

分類番号13011

1. 解決につながる課題とその根拠
・本事業で実施する取組が、貴社の製品・サービスの事業化に際してのCO₂排出削減にどう結びつくのか説明してください。

2. CO₂削減効果の試算
(a) 製品・サービス1単位あたりの年間のCO₂削減量： [t-CO₂/製品単位]
(b) 20XX年の製品・サービスの販売見込： [製品単位]
内、国内の製品・サービスの販売見込 (b')： [製品単位]
(c) 20XX年の年間のCO₂削減量 ((a) × (b))： [t-CO₂]
内、国内のCO₂削減量 ((a) × (b'))： [t-CO₂]

(d) 算出根拠
・(a)、(b)の算出根拠を記載してください。仮定や前提条件は任意に設定し説明してください。
・(b)、(b')、(c)の時期は、製品・サービスの事業化予定時点を記載ください。なお、国内のCO₂削減効果量がない事業は対象外となるのでご注意ください（(3)応募対象事業表11参照）。
・(4)算出根拠には、補算・算定する際に用いた根拠や考え方やマイルストーンと、助成事業期間中の研究開発やその成果の事業化の項目との関係性も具体的に含め説明してください。
〔注〕NEDOでは、気候変動問題の解決に資するために国際・実証に取り組むべき技術を選定していく上で、①つの社会システムとそれを支える②の技術とを一体的に評価し、その上で2050年のカーボンニュートラルを見据えてそれらの③削減効果と社会的・経済的評価をすることを定めた「総合評価2023」を公表しています。
CO₂削減効果を試算するに当たっては、様々な手法がありますが、併集例として参考までお示しします。
<https://www.nedo.go.jp/content/100964787.pdf>

2枚目

提案事業の開発による
CO₂削減効果の試算と
算出根拠を記載

違い④ー3：GX関連事項（審査項目）

- ・ **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、「事業性評価」、「技術評価」、「事業目的への適合性」に大別される各審査項目による総合評価により審査される。
- ・ **GX事業**では、「事業性評価」において、「将来を含めて国内のCO₂の排出削減に貢献するものであること」との審査項目も設けられていることに留意（**DTSU事業**には設けていない）。

○事業性評価

- ・ 顧客のペイン（痛みが伴うほどの強いニーズ）と事業者が提供しようとするソリューションが明確で、ビジネスの確からしさが十分にあること。
- ・ 取り組む事業について、市場性（市場規模、市場の成長性）が見込めること。
- ・ 事業推進に必要な経営体制および研究開発体制が構築されること。
- ・ 事業化のための適切な事業モデルが構築され、また、事業化実現に向けての活動や体制構築がなされること。特に、研究開発の責任者だけではなく、事業化の責任者が別に経営陣にいるなど、事業化・社会実装を実現させるためのチームビルディングがされていること。
- ・ 予想されるリスク（市場変動、技術変革等）等への対策を考慮した中長期的な事業計画や成長戦略が描けており、優位性を確立した上で、新規産業や新規市場の創出に貢献するものであること。
- ・ 事業化実現に向けて、伴走する関係者（VC等、CVC、事業会社）が適切な体制を構築し支援を行うことが見込まれること。
- ・ 将来を含めて国内のCO₂の排出削減に貢献するものであること。【GX事業のみ】

○技術評価

- ・ 技術シーズがある程度かたまっており、使える状態にあること。
- ・ 開発目標の設定、スケジュール、費用の使い方（委託・共同研究先も含む）が想定した市場参入に向けたソリューション開発に対して適切であること。
- ・ 開発目標となる技術に新規性や差別性や優位性があり、顕著な競争力が期待できること。
- ・ 技術上又は知財権上、ビジネス上の参入障壁を構築できていること。
- ・ 国内で主な研究開発が行われるなど、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用され我が国の研究開発力の強化に資すること。

○事業目的への適合性

- ・ 本事業の目的に合致していること。
- ・ 経済社会課題の解決に貢献する事業であること。

違い⑤：設立年数要件の例外事項

- ・ **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、応募要件として設立年数について定めているところ。
- ・ 当該要件の例外事項も定めており、各事業ごとの違いは下記の通り。

DTSU事業	GX事業
【原則】 ● 設立から一定年数以内（STSフェーズ・PCAフェーズの場合10年、DMPフェーズの場合15年）の企業であること	
【例外】 ● <u>初めてVC等からの資金調達を行ってから5年（DMPフェーズは10年）以内</u>であること もしくは、 ● 応募に際し必要となる出資または融資のうち、<u>1/2以上がVC等からの出資</u>であること	【例外】 ● <u>初めてVC等からの資金調達を行ってから5年（DMPフェーズは10年）以内</u>であること もしくは、 ● DTSU事業における<u>所定の期間内に、助成対象費用の1/6以上の金額の出資をVC等から受けている、あるいは受ける予定</u>であること

違い⑥：NEDO負担率

- ・ **DTSU事業**、**GX事業**のいずれにおいても、助成対象費用に対するNEDO負担率を設定。詳細は下記の通り。

	DTSU事業	GX事業
STSフェーズ	● 助成対象費用の<u>2/3以内</u>。	● 助成対象費用の<u>2/3以内</u>。
PCAフェーズ		
DMPフェーズ		

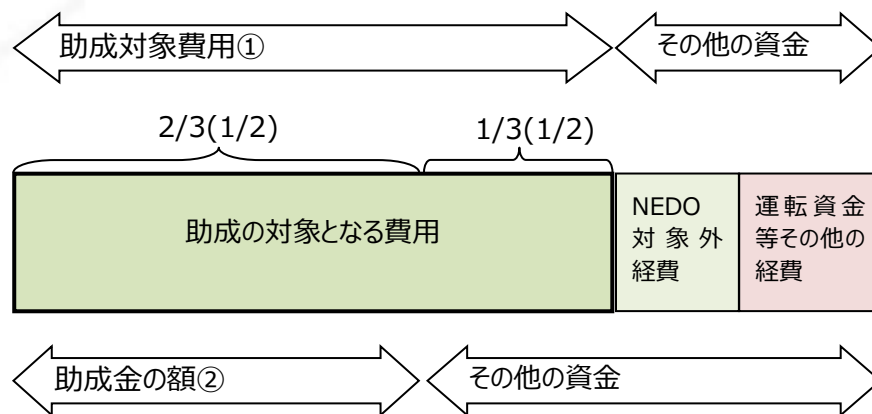
経費計上に関する留意事項等

本事業の資金計画の考え方

助成の対象となる費用は、事業化を進めるために必要な、研究開発（特許出願に係る経費やルールメイキングに係る経費含む）、F/S調査等（研究開発目標に調査内容が記載されていることが前提）、量産化実証（量産に向けての生産技術の開発や実証試験等含む）、海外技術実証(研究開発項目に実施内容が記載されていることが前提)に係る経費であって、研究開発に直接必要な費用のうち、本事業に専用として使用する（汎用のもの、本事業以外にも使用するものは助成対象外です。）機械装置等経費、労務費、その他経費、及び委託・共同研究費です。

また、助成金は概算払・精算払となるため、事業期間には必要経費を立て替える必要があります。
助成金の前払いは行いません。

よって、本NEDO事業では計上が認められない汎用品の経費や消費税、運転資金等を見込んだ全体の資金調達計画を立てて頂く必要があります。



各費目の主な注意事項… I. 機械装置費

本事業の研究開発に必要となる、土木・建築工事費や、機械装置費等

- ・生産等のみを目的とする機械装置費等は対象外です。
- ・購入した機械装置等を用いた研究開発を行い、その結果を終了時に提出する実績報告書等で報告する必要があります。入手や設置のみで事業期間が終了する場合は、計上を認めません。
- ・処分制限期間内に資産計上を変更する場合は、助成金の目的外使用としてNEDOの事前承認を受ける必要があります。建屋の建築工事費等、処分制限期間が長い資産を取得する場合は、特にご留意ください。
- ・委託・共同研究先で計上する機械装置費等の処分制限財産については、助成事業者に帰属します。ただし、学術機関等は条件を満たす場合は別の定めとすることも可能です（公募要領を確認すること）。
- ・DMPフェーズ応募者で、量産化実証を目的として、日本国外に設置する建屋等や機械装置等は助成対象外とします。
- ・土地の取得費用の計上はできません。

各費目の主な注意事項…Ⅱ． 労務費

研究員費・補助員費

- ・研究員は、別紙 1 の体制表に登録が必要です。研究実施場所が複数有る場合は、研究実施場所ごとに研究員の登録が必要となります。
- ・本事業においては、研究員費と補助員費は、「時間単価」又は「エフォート専従」で計上となります。ただしエフォート専従者は半年以上同じエフォートで従事する等条件がありますのでご注意ください。
- ・労務費は、**本事業に直接従事した人件費**となります。社員等の給料の支援ではないのでご注意ください。
- ・健保等級に基づく労務費単価は下記を参照ください。
[労務費単価\(課題設定型産業技術開発費助成事業 事務処理マニュアル P.70～\)](#)

経理・検査業務に係る労務費

- ・助成先の身分を有し、本事業の経理検査業務を担う者として、別紙 1 体制表に登録した「**経理責任者**」及び**経理責任者が任命した「業務実施者」**に対する人件費となります。
- ・別紙 1 体制表に登録が必要です（登録方法は、別紙 1 の吹き出しの注意事項を確認）
- ・労務費の計上は「時間単価」又は「エフォート専従」となります。
- ・本事業の**研究開発業務を行う、研究員や補助員との兼務はできません。**
- ・**委託・共同研究先の経理・検査業務に係る労務費の計上はできません。**
- ・経理・検査業務に係る研究実施場所間の移動等の旅費の計上も可（Ⅲ．その他経費の旅費で計上）

各費目の主な注意事項…Ⅳ. 委託・共同研究費

委託契約又は共同研究契約に基づき**事業会社**や**学術機関等**が行う技術開発や実証に係る費用

- ・委託・共同研究費の計上は、**助成事業の総額の50%未満**となります。
- ・**単価50万円以上の機械装置等**については、**助成事業先の帰属**となります。ただし、学術機関等については、条件を満たす場合においては別の定めとすることも可能（公募要領8.(1)助成対象費用を確認）
- ・学術機関等は、間接経費の計上が可能です（事業会社は不可）。
- ・**経理・検査業務に係る労務費の計上はできません。**
- ・採択通知発出から原則 30 日以内に、委託・共同研究契約を締結いただきます。委託・共同研究契約の留意事項については公募要領（8.(1)助成対象費用）をご確認ください。

その他留意事項について（１）

＜特許出願に要する経費＞

本事業の研究開発の成果を含み、その**事業化に必要となる特許出願等**に要する経費の計上

- ・**本助成事業の研究開発項目の成果**を含み、**助成期間内に出願が完了**していること。
- ・（様式第５）ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金に係る成果発表及び産業財産権等届出書 において当該知的財産権の届出を行うこと。
- ・提案書（採択後は交付申請書）の実施計画書において、当該知的財産権の事業戦略上の必要性を説明すること。
※Ⅲ．事業化実施計画詳細 ２．技術開発 （３）コア技術の強みおよび参入障壁の確保
- ・事業終了時の実績報告書に当該知的財産権に係る報告を行うこと。
- ・**委託・共同研究先の「単独の」知的財産権に係る費用計上は助成対象外**とします。助成先との共願の場合において費用計上を行う場合は、別途定めた出願契約書等に記載の持分等に応じ対象経費を計上してください。

計上可能な費目

- ・先行技術調査（国内・国外）に係る労務費や調査費、出願等に係る費用 等

その他留意事項について（2）

＜ルールメイキングに係る経費＞

本事業の研究開発の成果を事業化するために必要な、各種規制や標準・規格の調査や形成等

- ・提案書の「研究開発項目」に実施内容等を具体的に記述すること
※Ⅳ．助成事業期間の研究開発 （2）研究開発項目毎の目標と達成手段
- ・実績報告書に、活動内容および今後の研究開発の方向性を含めた成果を報告すること

計上可能な費目

- ・規範等の調査に係る労務費や外注費、規範の形成に係る労務費や外注費 等

＜有償サンプルに係る経費＞

出荷先からの評価を研究開発に反映するための手段として、有償サンプルを行う場合、その収入額を助成対象経費から減額します。

- ・提案書の「研究開発項目」に実施内容等（サンプルの内容、期待する開発成果、収入計画等）を記述する ※Ⅳ．助成事業期間の研究開発 （2）研究開発項目毎の目標と達成手段
- ・事業期間内に有償サンプルの提供先からの評価結果を入手でき、実績報告書で報告する。

なお、具体的な方法については、採択後にNEDO担当者にご相談ください。

（公募要領 別紙2 Ⅳ．3（5）助成事業の遂行により生じる副生物等について 参照）

取得財産の管理-処分制限財産の取扱いについて

本事業で取得した単価50万円以上の処分制限財産は、処分制限期間内にこれを処分する場合は事前にNEDOの承認が必要となるのでご注意ください。

助成先	財産の扱い（処分）		承認申請	残存簿価 相当額の納付	
目的内 使用	交付決定の内容の研究開発に引き続き使用		不要	不要	
目的外 使用	研究開発要素 あり	研究開発に支障がない範囲で 他の事業等に一時的に使用	承認申請 が必要		納付必要 【注】
		当該助成事業に関連しない 研究開発等において使用			
	研究開発要素 なし	商業生産に使用			
使用中 止	廃棄、売却等（特別な事情の説明が必要）				

※本事業で取得した設備等（量産化実証設備等）を、本事業の支援による研究開発の成果として得た技術の事業化・社会実装のための商用生産に供する場合に限り、設備等の転用申請を行った上で、継続して利用いただくことが可能です。
なお、この場合でも、当該成果により相当の収益が発生した場合における収益納付は必要となる点、御留意下さい。

その他留意事項について（3）

- 事業期間の終了年度の翌年度以降 5 年間は、毎年、財務状況を含めた事業化状況報告書をNEDO に提出していただきます。事業化状況報告書の内容はNEDOによるディープテック・スタートアップに対する支援の充実や本事業の効果の把握等にも資することから、当該報告書の提出を助成金交付の条件としており（交付規程第9条第1項第20号）、採択された場合には必ず提出していただきます。
- 当該助成事業の事業化等により、相当の収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります（収益納付の詳細は交付規程参照）。本事業は、事業化・社会実装に向けた支援の結果として、研究開発成果の収益化を目指すものでもあることから、積極的に収益化を図っていただくようお願いいたします（特に、量産化実証支援を受ける場合は、一層積極的な取り組みをお願いいたします）。
- 同一提案者が、本支援事業に対して、複数の申請をすることは認めておりません。
また、同一提案者がDTSUもしくはGXの複数の同時受給はできません。
- 「提案者」、「共同研究先等」のいずれかに所属する研究者等において、「不合理な重複」及び「過度の集中」が発生している場合は本助成事業の対象とせず、採択を行いません。
- 本事業への提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への申請手続きと、NEDOへの提案書の提出の両方の手続きが必要となります。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。
- その他、交付規程、公募要領等をよくご確認の上、ご提案をお願いいたします。

NEDO事業の経理処理 5つの原則

① 経費計上は、当該事業に直接必要なものに限ります。

事業目的に合致しないものはもちろんのこと、事業に直接使用したことが特定できない一般事務用品等は直接経費には計上できません。また、期末の予算消化と見なされるような必要性の乏しい購入は慎んでください。

② 経費計上は、事業期間中に発生したものが対象です。

発注、納品・検収、支払いは、原則、事業期間中に行ってください。

③ 当該事業費は、他の事業費と混同して使用しないでください。

複数の研究費を混同して使用しないでください（共用設備を合算購入する場合を除く）。なお、同一のテーマについて、公的資金の重複受給はできません。

④ 経費の使用に際しては、経済性や効率性を考慮した調達を行ってください。

物品購入や外注契約に際しては、見積競争を行うなど、経費の経済的な使用を心掛けてください。

⑤ 従事日誌は、正しく記載してください。

労務費積算の根拠となる従事日誌等は、本人が毎日正確に記入してください。主任研究者は、定期的に、その記載された内容に相違または虚偽がないか確認してください。

提出資料のまとめ

提案者支援に関する書類

項目		提出 要否	①STSフェーズ	②PCAフェーズ	③DMPフェーズ
提案者支援 （事業目的 達成に不可 欠な貢献者 を1者選択）	①パートナーVC 候補を選択した 場合	必須	ハンズオン計画書 様式：追加資料7 作成者：パートナーVC候補 記載内容： 1.提案者の技術&事業性評価 2. ハンズオン支援内容、人材派遣の有無、継続的な支援意思、企業価値向上の戦略等 3.ハンズオン支援メンバー		
	②事業会社 や各種機関 （医療機関、 金融機関、学 術研究機関 等）を選択した 場合	必須	—	事業支援計画書 様式：追加資料7 作成者：事業会社や各種機関（医療機関、金融機関、学術研究機関等） 記載内容： 1.提案者の技術&事業性評価 2. 支援/貢献内容、技術面/事業面の支援、人材派遣の有無、継続的な支援意思、企業価値向上の戦略等 3.事業支援組織/メンバー	

助成上限増額に必要な書類

項目		書類提出要否	①STSフェーズ	②PCAフェーズ	③DMPフェーズ
助成上限増額	事業会社との連携構想	必須	事業化連携（共同研究、製品調達、販路開拓等）に係る連携先の関心表明書		－
			様式：追加資料8 作成者：事業会社等（大学、学術機関は含まず） 記載内容：作成者が担う役割や提案者への支援内容（簡潔）		
	海外技術実証	必須	海外技術実証に関する計画書		－
			形式：追加資料9 作成者：提案者 記載内容：海外技術実証の内容および目的、実施場所、金額規模、スケジュール、準備状況、助成事業期間後の展開等。		

事業化および実証に関する書類

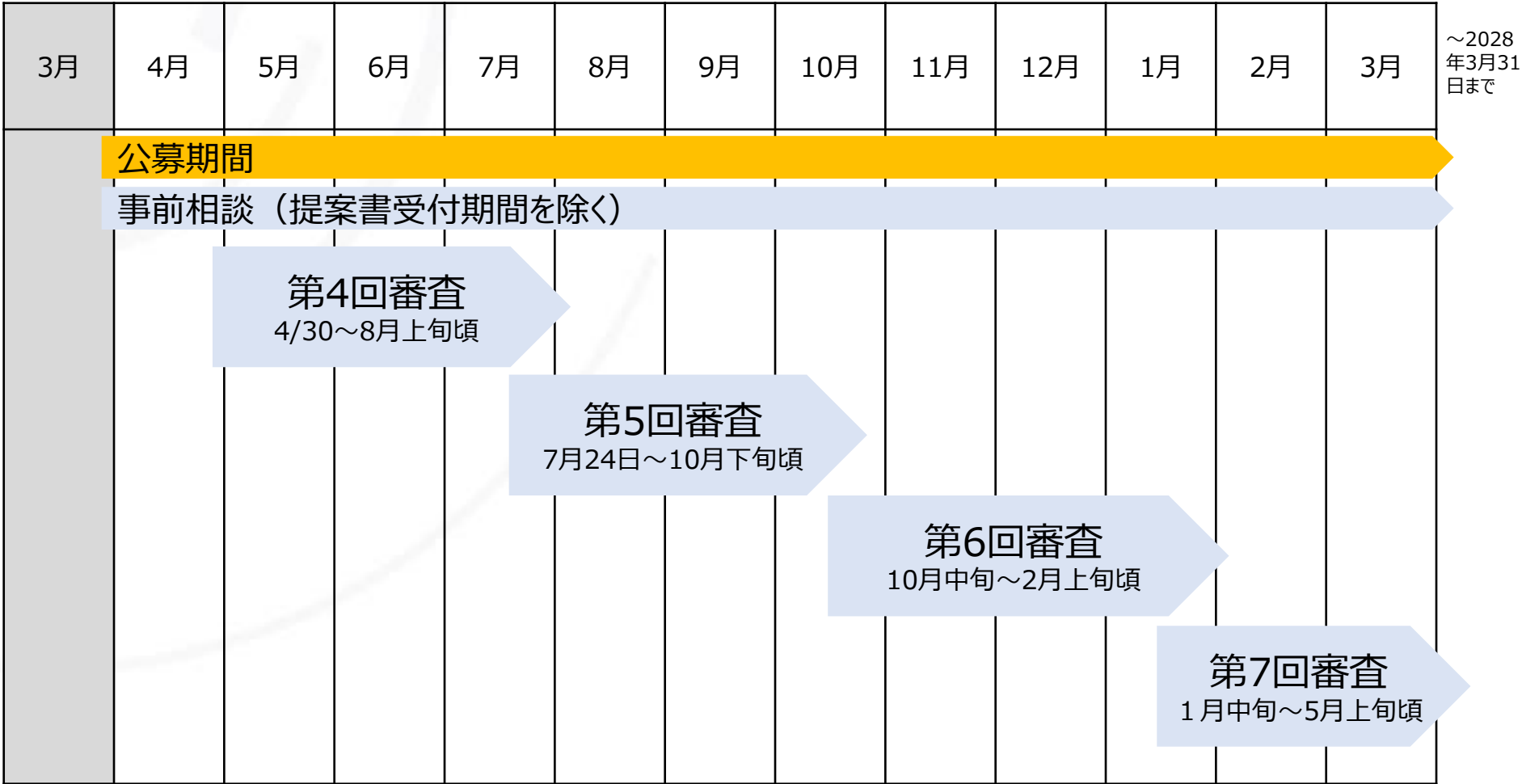
項目		書類提出可否	①STSフェーズ	②PCAフェーズ	③DMPフェーズ
事業化	事業会社との連携構想	任意	事業化連携（共同研究、製品調達、販路開拓等）に係る連携先の関心表明書		
			様式：追加資料8 作成者：事業会社等（大学、学術機関は含まず） 記載内容：作成者が担う役割や提案者への支援内容（簡潔）		
	海外技術実証	任意	海外技術実証に関する計画書		
			形式：追加資料9 作成者：提案者 記載内容：海外技術実証の内容および目的、実施場所、金額規模、スケジュール、準備状況、助成事業期間後の展開等。		
	量産化実証	必須	—	—	事業化に向けた量産化実証、共同研究、調達、販路開拓等に関する覚書等
					形式：自由形式 作成者：提案者および覚書の相手方 記載内容：量産化実証の目的、内容、実施場所、金額規模、スケジュール、準備状況、実証後の展開等

出資等に関する報告書、出資／融資意向確認書等

項目		書類提出要否	①STSフェーズ	②PCAフェーズ	③DMPフェーズ
●DTSU事業の場合 ●GX事業のうち下記に該当する場合 ・パートナーVC候補を立てて申請する場合 ・設立年数要件の例外事項のうち、VC等からの助成対象費用の1/6以上の金額の出資を提案締切日までに受けていない場合	出資または融資が実行済の場合	必須	(1)出資等に関する報告書		
			様式：追加資料6 作成者：提案者 記載内容：VC等からの出資が実行されたことを証明するもの		
		必須	(2)投資契約書または融資契約書の写し（あるいはそれに類する書類）		
	様式：自由形式 作成者：提案者および投資/融資の相手方 記載内容：投資または融資の内容				
	必須	(3)入金の確認			
		様式：金融機関の様式（通帳の写し等） 作成者：－ 記載内容：投資または融資の入金が確認できるもの			
出資または融資が未実行の場合	必須	出資意向確認書または融資意向確認書			
		様式：追加資料5 作成者：出資または融資の意向を持つ相手方 記載内容：本公募に合わせ提案者に対して出資または融資を行う意向 ※投資または融資実行後に「実行済の場合」の書類を提出			
●GX事業のうち、提案締切日時点でVC等またはCVC、これらに類する者が株主構成に加わっていない場合	応募時点で株主ではない	必須	出資意向確認書		
			様式：追加資料5 作成者：出資の意向を持つ相手方 記載内容：本公募に合わせ提案者に対して出資を行う意向 ※投資または融資実行後に「実行済の場合」の書類を提出		

- ・2024年度 公募スケジュール
- ・DTSU第5回・GX第2回（2024年7月24日締切分）
- ・審査方法

2024年度 公募・審査スケジュール



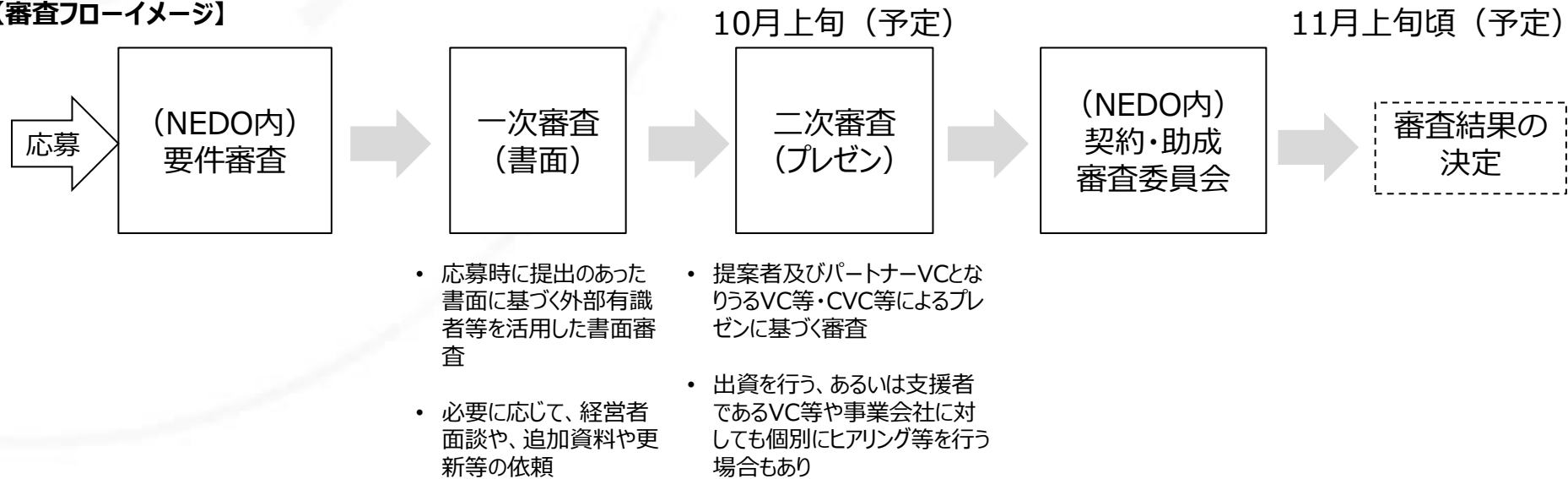
※公募説明会は各回実施前に都度実施予定

DTSU第5回・GX第2回公募・審査スケジュール

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
 事前相談 ～7/8  提案書受付期間 7/9～7/24  審査期間 7/24～10月下旬頃  プレゼン審査10/3～ 11(予定) ●公募説明会 6/27 ●採択通知 11月上旬頃 ●交付決定 11月下旬以降～							

審査方法

【審査フローイメージ】



審査項目

審査は下記観点から行われます。

○事業性評価

- ・顧客のペイン（痛みが伴うほどの強いニーズ）と事業者が提供しようとするソリューションが明確で、ビジネスの確からしさが十分にあること。
- ・取り組む事業について、市場性（市場規模、市場の成長性）が見込めること。
- ・事業推進に必要な経営体制および研究開発体制が構築されること。
- ・事業化のための適切な事業モデルが構築され、また、事業化実現に向けての活動や体制構築がなされること。
- ・予想されるリスク（市場変動、技術変革等）等への対策を考慮した中長期的な事業計画や成長戦略が描けており、優位性を確立した上で、新規産業や新規市場の創出に貢献するものであること。
- ・事業化実現に向けて、伴走する関係者（VC等、CVC、事業会社）が適切な体制を構築し支援を行うことが見込まれること。
- ・将来を含めて国内のCO2の排出削減に貢献するものであること。（GX事業のみ）

○技術評価

- ・技術シーズがある程度かたまっており、使える状態にあること。
- ・開発目標の設定、スケジュール、費用の使い方（委託・共同研究先も含む）が想定した市場参入に向けたソリューション開発に対して適切であること。
- ・開発目標となる技術に新規性や差別性や優位性があり、顕著な競争力が期待できること。
- ・技術上又は知財権上、ビジネス上の参入障壁を構築できていること。
- ・国内で主な研究開発が行われるなど、日本国内で創出された技術シーズが相当程度活用され我が国の研究開発力の強化に資すること。

○事業目的への適合性

- ・本事業の目的に合致していること。
- ・経済社会課題の解決に貢献する事業であること。

※また、J-Startup及びJ-Startup地域版の企業、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）からの推薦のある企業についての優遇措置があります。（公募要領P.31参照）

参考資料

DTSU事業（GX含む）の収益納付の考え方について

収益納付とは

- ・収益納付とは助成期間終了後、事業化により研究開発時の想定を大きく上回り、相当の収益が生じた場合に収益の一部を納付していただく仕組みです。
- ・助成事業が完了した会計年度の終了後5年間毎年、ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金に係る事業化状況報告書（様式第20）をNEDOに提出していただき、納付額を決定いたします。
- ・SG審査を経て助成事業を継続する場合は、後継の助成事業が完了するまで報告書の提出は不要です。ただし、助成事業の一部を事業化する場合は、その部分を後継の助成事業から切り離して、事業化した時点から報告書の提出をお願いする場合がございます。
- ・中小企業で事業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが、単体決算で赤字となる場合は、納付を免除されます。免除を希望する場合は納付免除申請書（様式第21）の提出が必要になります。
- ・なお、収益納付額は、助成金確定額が上限となります。

収益納付額の計算方法

1年目

$$\left(\text{助成事業に係る収益額} \times 1 - \text{助成対象費用} \right) \times \frac{\text{助成金確定額}}{\text{助成事業に要した経費} \times 2}$$

2年目以降

$$\left(\text{助成事業に係る収益額の累計} - \text{助成対象費用} \right) \times \frac{\text{助成金確定額}}{\text{助成事業に要した経費の累計}} - \text{前年度までの納付額}$$

※1 助成事業に係る収益額とは、助成事業の事業化で得た総収入額から製造原価、販売管理費等の費用を差し引いた金額のこと
※2 助成事業に要した経費とは、助成事業に要する経費と助成事業終了後に追加的に要した経費を合計した金額のこと

詳細はディープテック・スタートアップ支援事業費助成金に係る事業化状況報告書（様式第20）をご確認ください。

根拠資料①

ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金に係る事業化状況報告書（様式第20）

$$\text{収益納付額} = (A - B) \times (C / D) - E$$

A：助成事業に係る収益額（助成事業に係る営業損益等（総収入額－製造原価－販売管理費等）の各年度の累計）

B：助成対象費用（控除額）

C：助成金確定額

D：助成事業に係る支出額（助成事業に要した経費と助成事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：前年度までの助成事業に係る機構への累積納付額

- 1) 納付額の合計は、「助成金確定額（C）」を上限とする。
- 2) 「助成事業に係る収益額（A）」とは、助成事業の実施結果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成事業の実施結果の他への供与等による総収入額から、製造原価や販売管理費等の総収入を得るに要した費用を差し引いた額について報告対象年度まで累計した額をいう。助成事業における中小企業の定義に該当する場合であって、助成事業に係る製品・部品等についての区分経理が難しい場合は、「助成事業に係る収益額（A）」は企業全体の収益をベースに算出したみなし額を用いることも認める。
- 3) 「助成事業に係る収益額（A）」の計算にあたっては、収益に対する助成事業の寄与が一部である場合は、公正妥当な寄与率を収益に乗じた額を用いる。例えば、寄与率には当該収益を得るために要した投資総額（当該製品・サービス等の生産・実現に寄与した産業財産権やノウハウ等を生み出すために当該時点までに要した開発等経費を含む）に当該助成事業に要した経費総額が占める割合を用いる。
- 4) 「助成事業に係る収益額（A）」のうち、販売管理費等には、必要に応じ、助成事業に係る借入金の利息等金融費用を含むことができる（当該助成金に係る分として厳格に区分経理できる場合に限り）。
- 5) 助成事業が複数年度に渡る場合は、「助成対象費用（B）」、「助成金確定額（C）」、「助成事業に要した経費」は各年度の累計とする。
- 6) 「助成対象費用（B）」、「助成金確定額（C）」は確定通知書に基づく額をいう。
- 7) 助成事業における中小企業の定義に該当する場合であって、事業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益、純利益のいずれかが、単体決算で赤字となることを理由に本年度納付額の免除を希望する場合は、「本年度納付額」は空欄として、「免除希望額」を記入すること。さらに、様式第21（納付免除申請書）を提出し、機構の承認を得ることとする。該当しない場合には記入不要。
- 8) その他、助成事業に係る収益額等の算定に必要な資料を添付すること。追加で資料を請求する場合がある。
- 9) 円未満は切り捨てとする。

根拠資料②

ディープテック・スタートアップ支援事業費助成金交付規程

- (事業化の報告) 第24条 3 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、当該助成事業に係る事業化の状況 に関し、報告を行うものとする。
- (収益納付) 第25条 機構は、前条の報告書により、助成事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- 2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計額を 上限とする。
- 3 収益納付すべき期間は、助成事業の完了年度の翌年度以降 5 年間とする。
- 4 機構は、助成事業者が中小企業であって事業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常 利益又は純利益のいずれかが、単体決算で赤字となる場合に、当該年度の納付を免除する ことができるものとする。
- 5 機構は、前項の免除を行う場合には、助成事業者の様式第21による納付免除申請書を提 出させ、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

ディープテック・スタートアップ支援事業の 基本方針

- (7) 収益納付について 本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法 律第179号）第7条第2項の規定等に基づき、原則として収益納付条件を附 することとする。ただし、SBIR 指定補助金等の事業については、「指定補助金 等の運用に係る業務ガイドライン」（令和4年6月1日内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）に従い、収益納付は課さないものとする。

補助金適正化法

- 7条（補助金等の交付の条件）2項 各省各庁の長は、補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべき旨の条件を附することができる。そのため「収益納付」は、国などが行う補助金の一般的なルールとなり、「相当の収益」の定義は、各補助金の交付規程などで決められています。

交付決定通知書(様式第2)

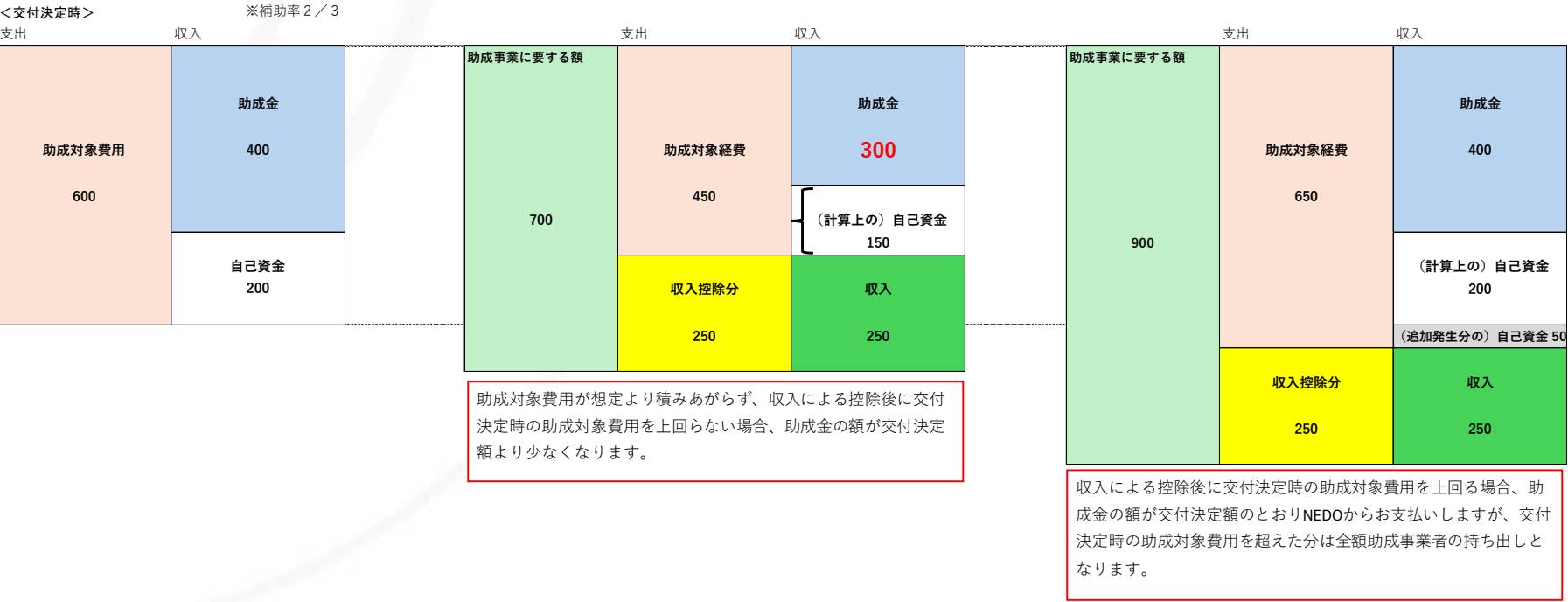
- 10 本助成事業の継続事業として、助成事業（以下「後継の助成事業」という。）の交付決定がなされたときは、以下のとおりとする。
- (1) 当該助成金交付規程第9条第1項第六号中「助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とあるのは、「後継の助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間」とする。
- (2) 当該助成金交付規程第9条第1項第二十号に規定する事業化状況報告書の提出、第24条の事業化の報告及び第25条の収益納付は、後継の助成事業に含めて行うこととし、本助成事業において第9条第1項第二十号、第24条第1項、第2項及び第25条は原則、適用しないものとする。

有償サンプルについて

DTSU、GX事業では有償でのサンプル提供を行うことで、無償でのサンプル提供では得られないような顧客の生の声を回収でき、研究開発をより確度が高く、市場に特化したものにすることが可能となっております
「有償サンプル」製作に要した費用は消耗品等のほかに研究員費、研究補助員費も計上可能です。
収入分は助成対象費用から控除（減額）されますが、その分は別な経費として使用可能です。ただし、助成金の上限は変わりません。

●例：交付申請書の事業内容に計画されたユーザー評価のためのサンプル提供により、助成事業者に250の収入が生じた場合

①助成事業に要する額が850(交付決定時の助成対象費用600+収入250)を上回らない場合
②助成事業に要する額が850(交付決定時の助成対象費用600+収入250)を上回る場合)



●有償サンプルを実施するためには下記の条件を充足する必要があります。

※詳細は公募要領44p IV. 3 経理処理に当たっての注意点に記載のとおり

- 1) 「実施計画書」への記載が必要
(サンプルの内容、期待する開発成果、支出・収入計画等)
- 「有償サンプル」提供による評価結果のまとめ※と「実績報告書」への記述が必要
- 2) 助成期間中に納品・受領、請求、検収を確認できること
- 3) 助成費用・収入の計上、検査は以下の通りに行います。
 - ・収入額は該当する助成対象費用の「月別項目別明細表」にマイナス額として記入します。
 - ・「有償サンプル」製作に要した研究員費、研究補助員費も計上可能です。
 - ・検査にあたっては、事務処理マニュアル記載の検査書類に加え、「有償サンプル」の払出表（提供先、価格等を記載したもの）を提示していただきます。

※評価結果については、有償サンプル提供先から全件受領することを原則とし、評価結果をもって検収といたします。そのため提供先と評価結果をもらう約束（売買契約等）が必要となります。



N E D O イノベーション推進部
スタートアップグループ

0 4 4 – 5 2 0 – 5 1 7 3

dtstu@nedo.go.jp

↑ご質問はこちらのメールアドレスにどうぞ